

博士論文

高適研究

——高適集の版本と事跡研究を中心として——

二〇二二年九月

立命館大学大学院文学研究科

人文学専攻博士課程後期課程

田中 京

立命館大学審査博士論文

高適研究

——高適集の版本と事跡研究を中心として——

(Gao Shi in Editions of Koseki-shu and  
Contemporary Records)

2021年9月

September 2021

立命館大学大学院文学研究科

人文学専攻博士課程後期課程

Doctoral Program: Major in Humanities

Graduate School of Letters

Ritsumeikan University

田中 京

TANAKA Miyako

研究指導教員：芳村 弘道 教授

Supervisor : Professor YOSHIMURA Hiromichi

# 目次

序論	1
第一章 大東急記念文庫藏『高常侍集』残本および高適集の諸版本について	5
はじめに	5
一、高適集の版本の種類	7
1 書目における高適集	
2 高適集の版本	
不分體本系統	
分體本系統	
二、大東急本『高常侍集』と諸本の比較	22
1 大東急本『高常侍集』と中國國家圖書館藏清影宋抄本の比較	
2 大東急本『高常侍集』と明覆宋刻本及び『文苑英華』との校勘による比較	
おわりに	34
第二章 高適の家系と開元年間における事跡について	40
はじめに	40
一、高適の家系について	42

1	高適の出身地	
2	親族の墓誌銘	
3	高俔に関する傳記	
	二、高適の開元年間の事跡	56
1	先行研究における高適の生年	
2	父親の卒年と長安滞在の時期	
	おわりに	66
	第三章 高適の制舉受験について―杜甫の制舉受験との関連において―	71
	はじめに	71
	一、制舉受験のための過程	72
	二、高適と杜甫の制舉に関わる事跡	74
	三、制舉に関わる詩について	80
	1 杜甫の制舉詩	
	2 高適の制舉詩	
	まとめ	97
	結論	100

## 序論

高適（七〇〇～七六五）、字は達夫、盛唐を代表する詩人である。青年時代は官位に恵まれず各地を轉々としていたが、當時宋州刺史であった張九臯によって有道科に擧げられたことにより、五十歳にして初めての官職となる封丘尉が授けられた。しかしながらこの官職に満足しなかった高適は、すぐに官職を捨て、再び放浪の生活を送る。そこで河西節度使であった哥舒翰に見出され、哥舒翰の幕僚となった。その後安祿山の亂がおこり、肅宗に登用される。亂が収まると、高適は李輔國によって太子少詹事に左遷されるも、彭州・蜀州刺史となり、さらに成都尹、劍南節度使を歴任、その後、都に歸ったのちに刑部侍郎、散騎常侍に轉じた。永泰元年（七六五）に亡くなり、禮部尙書を追贈された。高適の詩文集としては『高常侍集』などが残されており、その中でも自身の邊境での經驗をもとに作られた邊塞詩が名高く、同時代の詩人である岑參と並び稱されている。

高適に関する代表的な先行研究について、傳記・作品・版本を含めた総合的研究は、劉開揚『高適詩集編年箋注』、孫欽善『高適集校注』等があり、傳記に関するものとしては前掲のもの他に、周勳初『高適年譜』などが擧げられる。その他、高適に関する研究論文では邊塞詩を論題にしたものをはじめとして、數多くの先行研究が存在する。しかしながら、これらの先行研究では國際的版本調査の難しさや、高適の傳記的資料が不足しているといった點から、高適に関連するさまざまな資料を比較した研究が行われてこなかった。

版本研究に関しては、中國の研究者である劉開揚や孫欽善は中國の所藏機關の資料を中心として論を展開しており、

また臺灣の研究者の阮廷瑜が『修訂再版 高常侍詩校注』内で版本についてまとめた際には、やはり臺灣の所藏機關が持つ版本を中心に検討している。また、日本における代表的な版本の先行研究である土屋泰男「四庫全書總目提要『高常侍集』譯注、並びに『高常侍集』の版本・高適研究文獻目錄」では、日本國內の所藏機關の藏書を主にとりあげている。もちろん、孫欽善をはじめとした海外研究者は、日本の版本についても調査を行なっている。しかしそれは部分的なもので、全體にわたって比較検討されたものではない。以上の問題點から、高適集の版本について廣範圍にわたった資料調査、およびその結果を利用した版本の比較研究が必要とされている。そのため、拙論では日本および中國・臺灣所藏版本を實査した結果をまとめる。また近年急速に普及してきた各所藏機關のデジタルアーカイブで公開されている資料についても考察の對象とし、東アジアだけではなくアメリカの所藏機關の資料を含めて、實査結果やデジタル資料を有効的に利用して、高適集について総合的に検討を行う。

高適の傳記研究においては、高適の生年を明らかにする決定的な資料が発見されていないことから、先行研究間で事跡繫年に關して異論があり、検討の余地が残されていた。特に高適の仕官までの事跡に關しては、長い放浪生活を送っていることもあり、詳細な事跡が解明されておらず、高適研究においての足枷となっていた。しかし近年新たに出土し発見された、高適の父親に當たる高崇文に關する石刻資料が二〇〇六年に出版されたこともあり、この停滞していた議論をさらに一步進めることができるようになった。そこで拙論ではこの高崇文の資料を含めた新出の資料を使い、石刻資料に記された父崇文の卒年や葬儀の時期の關係から、これまで不確定であった開元年間における高適の事跡を考察する。さらに、高適と父親を含む親族との關係が、高適の官職を得るまでの行動に影響を與えたのではないかという視點から、「制舉受験」という共通點を持つ杜甫との比較を通して高適の仕官に對する態度について考える。

以上の先行研究の状況を踏まえた研究手法をもって、拙論は盛唐を代表する詩人である高適の詩文集の版本や傳記に關して、高適集版本の實査結果や、新資料に基づいた網羅的な考證を行うことで、高適の研究に對して新たな知見を加えることを目的とする。

拙論はすでに公刊した論文三編の三部分によつて構成されている。

第一章「大東急記念文庫藏『高常侍集』殘本および高適集の諸版本について」は、『學林』六十八號（中國藝文研究會、二〇一九年）に同題目で公刊したものに修訂を加えたものである。本章は二〇一七年に東京の大東急記念文庫等の藏書機關での書誌調査を中心に高適集の版本について論じたものに、公刊後の二〇二〇年・二〇二一年に行なつた中國・臺灣での實査研究結果を加筆したものである。高適集については多くの版本が現存しているが、その中でも大東急記念文庫藏『高常侍集』殘本は、唯一南宋臨安書棚本の刊記を持つことから、現存版本の中でもっとも古い形を傳えていると考えられる。そのため本章は、主に高適集の諸版本について、實査結果に基づいた考證を行うことを目指し、その編集内容や本文の字句の異同を比較・考察し、大東急記念文庫藏本の資料的價値を明らかにしようとするものである。

第二章「高適の家系と開元年間における事跡について」は、『學林』六十九號（中國藝文研究會、二〇一九年）に同題目で公刊したものである。詩人高適は、少なくない数の作品が現存しているにもかかわらず、自身の家系や足跡について具體的に語らなかつたために、不明な點が多い。そのため、本章は高適の家系及び事跡繫年に關する先行研究を踏まえて、高適の姉である高嬪墓誌をはじめとした高一族の墓誌銘を手がかりに高適の家系について整理し、さらに墓誌資料から判明した父親の卒年との前後關係から、高適の開元年間の事跡について舊説の補強を行い、詳細な事跡を加える。

第三章「高適の制舉受験について―杜甫の制舉受験との關連において―」は、『杜甫研究年報』第三號（日本杜甫學會、二〇二〇年）に「杜甫と高適の制舉受験に關連する詩について―奉贈の排律の詩を中心に―」という題目で公開したものに修訂を加えたものである。盛唐の代表的な詩人である高適と杜甫が通常の科舉試験を受験して仕官せずに、制舉という制度によって任官している。本章では制科受験に關する状況と制舉に關連する詩を中心に杜甫と高適を比較して検討することで、高適の詩の特徴や仕官に對する態度について考察を試みるものである。

高適は、仕官の後ろ盾となる有力な親族に恵まれず、苦節十年の末初めて官職を得た。その背景には父親を若くして亡くした状況にあったことが大いに關係しており、その状況から生み出された制舉に關連する詩からは、彼の官職を得ることに對する態度がみて取れる。本論は、制科受験の考察を通して高適に關する研究に新たな視點を提供しようとするものである。



# 第一章 大東急記念文庫藏『高常侍集』残本および 高適集の諸版本について

## はじめに

盛唐の詩人である高適の詩集は、彼の存命中にすでに存在したが、それは傳わらなかった。しかし、後世に刊刻された多くの版本が現在に傳存している。それらは宋版から清代の版本まで様々である。本章では、高適集の版本について考察するにあたって、現存する高適集の中で唯一、南宋臨安書棚本の刊記を有する大東急記念文庫藏『高常侍集』残本（以下、大東急本と略稱）を中心にして論じていきたい。この大東急本は高適の現存版本の中でもっとも古い形を傳えていると考えられるが、影印公刊されておらず、これまで研究者たちの議論に取り上げられることが少なかった。本章ではこの版本の概要を紹介し、その他の諸本と比較することで、その版本的價值を明らかにし、これからの高適研究の一助としたい。

高適集の版本に關する先行研究には阮廷瑜『修訂再版 高常侍詩校注』（國立編譯館中華叢書編審委員會、一九八〇年）中の「傳本述要」（以下〈阮考〉と略稱する）、萬曼『唐集敍錄』（中華書局、一九八〇年）、孫欽善『高適集校注（修訂本）』（上海古籍出版社、二〇一四年）の「高適版本考」（以下〈孫考〉と略稱する）などがあり、日本では土屋泰男「四庫全書總目提要『高常侍集』譯注、並びに『高常侍集』の版本・高適研究文獻目錄」（『漢文教室』一五〇號、大修館書店、一九八五

年)などがある。<sup>①</sup> また、高適集に限った版本研究ではないが、周勳初『唐十二家詩』版本源流考(原載『學林漫錄』二集、原題「談〳唐十二家詩」)のち『周勳初文集』(江蘇古籍出版社、二〇〇〇年)所收、以下(周考)と略稱する)に『唐十二家詩本』の系統について「高常侍集」を中心に論じている。

これらの先行研究で大東急本について論じているものは(孫考)及び土屋論文である。(孫考)では大東急本を宋刻殘本とし、宋刊不分體十卷詩文集本から派生した不分體詩集本に分類している。土屋氏はこれを明刊覆宋本とし、以下のように述べている。

『留眞譜』初編(清、楊守敬編、光緒二七(一九〇一)刊)に載せるもの、並びに、『宋元本行格表』(清、江標撰、光緒三三(一八七九)刊)卷上に、「宋本高常侍集 行十八字 留眞譜(下注)」と記すものと一致するように思われるが、これは宋刊本ではない。この大東急記念本は、題簽に「高常侍詩集 宋槧本」とはあるが、この題簽は明らかにのちに付されたもので、明(あるいは清か?)刊覆宋本である。「重訂高常侍集傳本述要」(阮廷瑜)には、『留眞譜』に載せる『高常侍集』目録第一葉の表と本文第一葉の表とを引いて、その信用できないことを、葉德輝の『書林清話』卷十「日本宋刻書不可信」にも詳論されると説くが、この明刊覆宋本の目録の終わりに「臨安府睦親坊南陳宅經籍鋪印」と記してあるのをみると、これのもととなった所謂「臨安書棚本」の宋刻原本も必ず存在したはずである。

土屋氏は、大東急本と『留眞譜』所載本は同一版本とするが、『留眞譜』所載本は後述の通り大東急本とは別本である。また、大東急本を覆宋刻本とするものの、目録後の刊記に着目しており、筆者もその刊記は特筆すべき点と考える。本章では以上の先行研究を踏まえ、大東急本を中心として高適集の諸版本について述べていきたい。

## 一、高適集の版本の種類

### 1 書目における高適集

高適の詩集はその存命中にすでに存在していた。高適が顔真卿に寄せた「奉寄平原顔太守（平原の顔太守に寄せ奉る）」詩の序に「今南海太守張公之牧梁也、亦謬以僕爲才、遂奏所製詩集於明主（今 南海太守 張公（張九皋か）の梁に牧たるや、亦た謬りて僕を以て才と爲し、遂に製する所の詩集を明主に奏す。」とある。つまり張公が高適の詩才を高く評價し、高適の「詩集」を玄宗皇帝に進呈したとわかるので、當時すでに自編の詩集が存在していたと考えられる。しかしながらこの「詩集」については他に記述がなく、自編詩集が存在したこと以外は未詳である。

書目上の高適集については、『舊唐書』本傳の記載を始めとして、明代までの著録において左記のものを確認する。編制巻數ごとに分けてそれらを以下にまとめた。

### 二十卷本

『舊唐書』卷一一一本傳「有文集二十卷」

『新唐書』卷六十藝文志「高適集二十卷」

南宋鄭樵『通志』卷七十藝文略「高適集二十卷」

元辛文房『唐才子傳』卷二高適傳「今有詩文等二十卷」

明焦竑『國史經籍志』「高常侍集二十卷」（馮惠民・李萬健等選編『明代書目題跋叢刊』一九九四年、書目文獻出版社、上册、四〇七頁）

明胡震亨『唐音癸籤』卷三十集錄一「高適集二十卷」

なお唯一の清代の記述として孫星衍『廉石居藏書記』内篇卷上「高常侍集二十卷、右高常侍集二十卷、明刻本。唐志載高適集二十卷。崇文總目及陳振孫直齋書錄解題、俱十卷。晁氏讀書志、亦十卷、集外文一卷、別詩一卷。疑此即二十卷本」<sup>②</sup>がある。この記述から清代にはまだ明刻の二十卷本が存在していたようだが、現存する高適集に二十卷本系統のものは見られない。

## 十二卷本

『宋史』卷二〇八藝文志集部上「高適詩集十二卷」

十二卷本についての記述は他に見られない。〈阮考〉ではこの著録を二十卷本の倒誤であるか、次に挙げる十卷本に付屬する集外文一卷、別詩一卷の總數ではないかとする。

## 十卷本

宋王堯臣『崇文總目』卷五別集類「高適文集十卷」(清錢東垣等輯釋『崇文總目』、廣文書局、一九六八年)

南宋陳振孫『直齋書錄解題』卷十六別集上「高常侍集十卷」(上海古籍出版社、二〇一五年)

ここで初めて『直齋書錄解題』に「高常侍集」という書名がみられ、これが第二項にて紹介する「高常侍集」の系統になるのではないかと思われる。しかし『直齋書錄解題』に記載の「高常侍集十卷」については詳細な記述がなく、現存する『高常侍集』十卷本のどれに一致するのかわからない。また、清孫星衍『孫氏祠堂書目』内編卷四に「高常侍集十卷 唐高適撰、明刊本 又一冊 明邱陵校本」(『海王邨古籍書目題跋叢刊』第三冊、五六頁)と著録がある。さらに「高適集(高適詩)」十卷本は、以下の記載が確認できる。

南宋晁公武『郡齋讀書志』卷十七「高適集十卷、集外文一卷、別詩一卷」(孫猛校證『郡齋讀書志校證』、上海古籍

出版社、一九九〇年)

南宋馬端臨『文獻通考』卷二三一經籍考「高適集十卷、集外文二卷、別詩一卷」(新興書局、一九六三年)

明徐燊『徐氏家藏書目』卷六「高適詩十卷」(『明代書目題跋叢刊』下冊、一七五〇頁)

## 八卷本

八卷本については明の活字本が現存しており、民國時代の書目に著録が見られる。

馮貞羣『鄞范氏天一閣書目内編』卷四「唐人詩集三十四家、一百十八卷：明銅活字印本…高常侍集八卷」(『中國著名藏書家書目匯刊』、北京商務印書館、二〇〇五年、明清卷、冊六)

## 七卷本

明高儒『百川書志』卷十四「高適詩集七卷」(『中國著名藏書家書目匯刊』明清卷、冊一)

七卷本の記載はこれのみである。

## 二卷本

明祁承燦『澹生堂藏書目』卷十三「高常侍集一冊二卷高適」(『明代書目題跋叢刊』上冊、一〇四五頁)

二卷本は時代が下って近人鄧邦述の『群碧樓善本書録』卷三に「高常侍集二卷一冊／唐高適撰／明王應臯刻本」(『海王邨古籍書目題跋叢刊』第六冊、三九頁)と著録がある。

## 一卷本

宋王堯臣『崇文總目』卷五別集類「高適詩一卷」(清錢東垣等輯釋『崇文總目』)

また、この他に巻數に記載のないものや、『高達夫詩』・『高達夫集』の書名があり、以下の書目に著録が見られる。

宋尤袤『遂初堂書目』卷一「高適集」(『中國著名藏書家書目匯刊』明清卷、冊一)

『文淵閣書目』卷十「高達夫詩一部一冊闕」(『明代書目題跋叢刊』上冊、一〇二頁)

明陳第『世善堂藏書目錄』下「高逵夫集十卷又稱常侍集」（『明代書目題跋叢刊』上冊、八四四頁）

明錢溥『祕閣書目』詩辭「高逵夫詩一」（『明代書目題跋叢刊』上冊、六六六頁）

明葉盛『菴竹堂書目』卷四「高逵夫詩一冊」（『粵雅堂叢書』第十五集）

以上が管見による主として明代以前の書目上で見られる高適集についてであり、その中のいくつかは次節に掲げる版本において確認することができる。

## 2 高適集の版本

現存する高適集の版本は詩の編集内容によって大きく二系統に分類できる。賦を首に置き編年に近い配列をとる不分體の系統（以下本論では「不分體本」とする）、詩を首に置き詩型別による分體系統（以下本論では「分體本」とする）である。

はじめに實査に及んだ版本や影印本、またマイクロフィルムやデジタル畫像、先行研究の所見によって不分體と分體の二系統に分け、各版本について以下に述べておく。

### 不分體本系統

【一】『高常侍集』（十卷）（缺卷七以下）〔宋〕刻殘本

〈大東急記念文庫〉<sup>④</sup> 一冊

綠灰色表紙（二二・五糎×一六・〇糎）、題簽に「高常侍集 宋槧本（宋槧本）の上に朱線を引く」。首に目錄（存六葉）、目錄首行に「高常侍集目錄」と題し、次行低五格「渤海高適」、次行平擡「第一卷」、次行低一格「雜著」、次行低二

格「燕歌行 行路難二首」、次行以下題が續き、第七卷雜著ののち第六葉表第四行で原紙は切られ、第五行以降は別紙で補修され欄界のみ墨で補筆されている。この裏葉第四行に刊記「臨安府睦親坊南陳宅經籍鋪印」が貼付されている。次いで本文首行に「高常侍集卷第一」と題し、次行低五格「渤海高適」、次行低一格「詩」、次行低三格「燕歌行竝序」、次行より以下本文に入る。本文は六卷まで殘存している。左右雙邊（二六・四糎×一八・〇糎）、有界、每半葉十行、行十八字、注小字雙行。版心、白口、單黑魚尾、第二葉以降魚尾下方に「高常侍集幾（丁附）」。版心上方に字數を記す箇所あり。目錄首葉に朱文方印「幼／學」、白文方印「□／□」の二印あり。朱筆の批點及び墨筆の描補あり。宋諱の缺筆（恆、貞、徵、曙、旭、慎）が見られる。

【二】『高常侍集』十卷（存卷一至五）〔明〕抄本

〈中國國家圖書館〉<sup>⑤</sup>二冊、中國國家圖書館ウェブサイトで中華古籍資源庫デジタルアーカイブによる。<sup>⑥</sup>

首に目錄（四葉）、目錄首行に「高常侍集目錄」と題し、次行低一格「散騎常侍渤海高適達夫一字中武撰」、次行平擡「第一卷」、次行低一格「雜著」、次行低二格「燕歌行 行路難二首」以下題が續き、末に「第五卷高常侍集目錄終」。本文首行に「高常侍集卷第一」と題し、次行低一格「左散騎常侍渤海高適達夫撰」、次行低一格「詩」、次行低二格「燕歌行竝序」、次行より本文に入る。本文は五卷まで殘存している。四周雙邊、有界、每半葉十一行、行十八字、注小字雙行。版心、大黒口、三黒魚尾。句點がつけられ、まれに塗改がある。目錄首葉に「大司馬兼／御史中丞／藍氏和印」の印があり、卷五末に「藍氏／皇翁」の印がある。この本の作品の配列・字句は【三】清影宋抄本と全く同じである。

【三】『高常侍集』十卷（清）影（宋）抄本

〈中國國家圖書館〉<sup>⑦</sup>二冊、『中華再造善本』清代篇集部（國家圖書館出版社、二〇〇九年）影印本による。

首に目録（七葉）、目録首行に「高常侍集目録」と題し、次行低五格「渤海高適」、次行平擡「第一卷」、次行低一格「雜著」、次行低二格「燕歌行 行路難二首」、次行以下題が續き、末に「高常侍集目錄終」。本文首行に「高常侍集卷第一」と題し、次行低五格「渤海高適」、次行低一格「詩」、次行低三格「燕歌行竝序」、次行より本文に入る。左右雙邊（十七・三糵×十三・〇糵）<sup>⑧</sup>、有界、每半葉十行、行十八字、注小字雙行。版心、白口、單黑魚尾、「高常侍集幾（丁附）」。版心上方に字數、版心下方に刻工名を記す箇所がある。宋諱の缺筆（朗、弦、恆、貞、徵、曙、慎、墩、廓）が見られる。目録首葉に黃丕烈「士禮／居」「丕／烈」「堯／夫」等・汪士鐘「汪士／鐘印」「閔原／父用」・翁同龢「均齋／收藏」「翁同龢／校定經／籍之記」及び北京圖書館の朱印、目録末に翁同龢「虞山／翁同／龢印」「均齋／收藏」等の印が押されている。影鈔は極めて精妙である。

収録の詩は一八九題、二二五首、目録では第一〜九卷に「雜著」、第十卷に「表」と題し、本文では第一〜八卷に「詩」、第九卷に「雜著」、第十卷に「表」と題している。

〈孫考〉は、【二】の前五卷と【三】は詩の配列・文字共に相違は見られないことから、この二本は同一の宋本を元にしていると考えている。【一】と【三】は詩の配列及び文字はほぼ同じであるが、缺筆・版心の魚尾の様式や字數・刻工名の有無など異なる點もある。次節で詳述する。

楊守敬『留眞譜』（北京圖書館出版社、二〇〇四年）卷十に目録首葉と本文首葉が掲載されているが、そこに見える印記が欄内の「北京圖書館藏」の印以外の藏書印と一致するため、<sup>⑨</sup>『留眞譜』収録本はこの中國國家圖書館現藏本であることは間違いない。しかしながら楊守敬の藏書印はどこにも押されていない。文淵閣『四庫全書』収録の『高常侍集』



はこの版本と同系統のものである。文淵閣『四庫全書總目』（中華書局、一九六五年）卷一四九集部二別集類二に「高常侍集 十卷、浙江鮑士恭家藏本」とあり、また「此本從宋本影鈔。内廓字闕筆、避寧宗嫌名。當爲慶元以後之本。凡詩八卷、文二卷（此本は宋本より影鈔す。内の廓字は闕筆し、寧宗の嫌名を避く。當に慶元以後の本爲るべし。凡そ詩八卷、文二卷。）」とある。<sup>⑩</sup>

【四】『高常侍集』一卷（明）抄『唐十八家詩』本

〈中國國家圖書館〉<sup>⑪</sup>、中國國家圖書館マイクロフィルムによる。

目錄無し。本文首行に「高常侍集」と題し、次行低三格「燕歌行竝序」、次行より本文に入る。左右雙邊、有界、每半葉十行、行十九字。<sup>⑫</sup> 版心、黒口、單黒魚尾。本文末葉の次葉に黃丕烈の跋が付されている。本文首葉に「丁未／□士」「大□□／上人家」等、跋に「士禮居藏」「蕘夫／收藏」等の印が押されている。

この本は詩のみ存し、詩の配列・字句は【二】【三】の兩本とほぼ同じであるが、注字のほとんどが書されていない。また、本文末に「酬龐十兵曹」詩・「和崔二少府登楚丘城」詩の二首が加えられている。そのほか、書寫の誤りと思われるが、「古樂府飛龍曲留上陳左相」詩の第二行以降及び「留上李右相」詩全文、「同崔員外綦毋拾遺九日宴京兆府李士曹」詩の第一行を缺く。

さらに空格について、この本では「宴郭校書因之有別」詩第三句「藝香早著□」、第五句「□戰知機息」、詩題「獨孤判官□□□」詩の部分が空格となっており、また「奉詔路太守見贈之作」詩第一句「盛才膺命代」には空格がみられない。そのため空格箇所が【一】〜【三】の三本と完全に一致するものではない。〈孫考〉は版本系統圖の不分體系統の版本について、宋刊詩不分體十卷詩集本（現存せず）が存在し、そこから詩のみが編集された【一】と【三】が

派生してできたとしているが、【四】の空格箇所の変更における他版本との関係については言及していない。以上四本が本文の首に賦を置く、不分體系統の版本である。

### 分體本系統

【五】『高常侍集』十卷〔明〕刻本

〈中國國家圖書館<sup>13)</sup>、瞿鏞舊藏本、中國國家圖書館藏マイクロフィルムによる。

目録無し。本文首行に「高常侍集卷第一」と題し、次行低一格に分體名「賦」、次行低三格に篇題「東征賦」と續き、次行より本文に入る。左右雙邊、有界、每半葉十行、行十八字、注小字雙行。版心、白口、無魚尾、中縫に「高常侍集卷幾（丁附）」。「卷一首に賦二首（「東征賦」・「鵲賦」）を置き、次に五言古詩、卷二に四五言古詩、卷五に七言古詩、卷六に五言律詩、卷七に五言排律、卷八に七言律詩・五言絶句・七言絶句、卷九に「表」と題し、表九篇を收め、卷十に「雜著」と題し、贊二篇、記一篇、序一篇、祭文一篇を收める。卷九・十の篇題や分體名は【三】清影宋抄本と同じであるが、篇次には入れ替わりがあり、賦二首を卷一首に置く。收録の詩は二〇一題、二四一首、【三】未收録の十四篇を收録しているもの、「淇上別業」詩一首を缺く。「寄孟五」詩末句「□□□貞賢」の空格部分は、文字だけでなく匡郭ごと缺く。このような缺落は他の版本、【八】などの『唐十二家詩』本に見られる。〈周考〉はこの版本を行格・刀刻から見ても、もとは『唐十二家詩』の一種だとしており、この匡郭の缺損からもそのように推測できる。〈孫考〉は明の嘉靖以前の覆宋刊本とする。

首に「鐵琴銅劍樓」の印あり。『鐵琴銅劍樓藏書目録』（上海圖書館出版社、二〇〇〇年、四九八頁）卷十九に「高常侍集十卷、明刊本」と著録されている。

〈臺灣故宮博物院〉<sup>14</sup> 四冊

藍色改裝表紙（二三・二糎×一五・八糎）、外題なし。左右雙邊（一七・五糎×二五・〇糎）、匡郭の缺損箇所が「鐵琴銅劍樓」本と一致するため、同系統の版であろう。第一卷第四丁部分に『孟浩然』卷一の第四丁が錯綴され、本來の二葉を缺く。

〈臺灣國家圖書館〉<sup>15</sup> 二冊（缺卷九・一〇）

薄香色原裝表紙（二五・五糎×一七・〇糎）、打付墨筆外題「高常侍集」。左右雙邊（一七・四糎×二四・〇糎）。しばしば朱筆の圈點あり、「叟宋／山房」の藏書印あり。「寄孟五」詩末句の空格の様態が上記二本と一致する。

下記二版本は、中國國家圖書館・臺灣故宮博物院藏本と酷似しているため同系統のものと考えられるが、部分的に後の改訂が見られる。

〈臺灣國家圖書館〉<sup>16</sup> 四冊

緑灰色改裝表紙（二六・三糎×一六・五糎）、總裏打ち。左右雙邊（一七・二糎×二四・六糎）。本文首葉に「號／震澤」「吳趨／繆／子長」「懷辛／居士」「博明／鑑藏」等の藏書印あり。鐵琴銅劍樓本・臺灣故宮博物院藏本と空格や墨丁の箇所が一致するが、「寄孟五」詩末句「□□□貞賢」の空格部分に、文字及び匡郭を後に描補した跡がみられる。

〈上海圖書館〉一冊、清許復樸校・批點、上海圖書館デジタル畫像による。

朱・藍・黄筆の書き入れあり。臺灣國家圖書館藏本同様、「寄孟五」詩の空格に字句の加筆が見られ、臺灣國家圖書館藏本と空格や墨丁の箇所や體裁がほぼ一致する。「許復樸印」「素君」「袁氏魯叔」「又任」等の藏書印あり。

【六】『高常侍集』十卷（明）刻本

〈靜嘉堂文庫<sup>17)</sup>〉四冊 黑色改装表紙（二九・四糎×一八・五糎）、外題無し。

〈宮内廳書陵部<sup>18)</sup>〉二冊 藍色改装表紙（二六・八糎×一七・二糎）、外題無し。

目録無し。本文首行に「高常侍集卷第一」と題し、次行低一格に分體名「賦」、次行低三格に篇題「東征賦」と續き、次行より本文に入る。左右雙邊（二四・八糎×一七・四糎）、有界、每半葉十行、行十八字。版心、白口、無魚尾、中縫に「高常侍集卷幾（丁附）」。

靜嘉堂文庫本と書陵部本は匡郭の缺損箇所がほぼ一致するので、同じ時期に印刷されたものである。書陵部本は卷七の七・八葉が『王維集』卷六の七・八葉（版心に「王摩詰集卷六 七（八）」）が錯綴され、本來の二葉を缺く。

〈中國國家圖書館<sup>19)</sup>〉二冊、鄭振鐸舊藏本、中國國家圖書館ウェブサイト中華古籍資源庫デジタルアーカイブによる。

第一冊首葉と第二冊末葉に鄭振鐸の識語が附されている。鄭振鐸は識語で「曾在北京隆福寺修綆堂架上、見有明正徳、嘉靖間復宋刻本一部。亦是十卷、有詩有文。一時匆促、未及購之。今天是夏歴戊戌年元旦、偕趙萬里君游廠甸、偶憶及此書、因亟往修綆堂取之歸（曾て北京隆福寺の修綆堂の架上に在りて、明の正徳、嘉靖間の復宋刻本一部有るを見る。亦是れ十卷、詩有り文有り。一時匆促にして、未だ之を購するに及ばず。今日は夏歴戊戌年元旦、趙萬里君を偕にして廠甸に遊び、偶たま此書に憶ひ及び、因りて亟やかに修綆堂に往きて之を取りて歸る。）」と述べ、この本を明正徳、嘉靖年間（一五〇六―一五二一）刊の覆宋刻本であるとする。墨筆の描補及び批點あり。

【五】【六】は行款・分卷・篇次・字句がほぼ同じであるが、稀に異なる箇所があり、【六】は詩題「使青夷軍入居庸三首」の「入」字が墨丁である。

【七】『高常侍集』十卷（存卷一至卷五）〔明〕刻本

〈北京大學<sup>④</sup>〉一冊

李盛鐸『木犀軒藏書題記及書錄』（北京大學出版社、一九八五年）「書錄」二六〇頁に「【高常侍集】十卷（存卷一至卷五）唐高適撰」明刊本 半葉十行、行十八字。缺後五卷。」と著録。未見のため〈孫考〉によると、前五卷のみ存し、李盛鐸の題記に「集本十卷、此僅存前五卷、木齋記」とある。行款・篇目・篇次は【五】と全く同じであるが、文字が稀に異なる。〈孫考〉は明嘉靖前期刊とする。

【八】『高常侍集』十卷 明刊『唐十二家詩』四十九卷本

〈北京大學<sup>④</sup>〉二冊

香色改装表紙（二六・八糎×一六・四糎）、外題無し。目録無し。本文首行に「高常侍集卷第一」と題し、次行低一格に分體名「賦」、次行低三格に篇題「東征賦」と續き、次行より本文に入る。左右雙邊（二四・八糎×一七・五糎）、有界、每半葉十行、行十八字。版心、白口、無魚尾、中縫に「高常侍集卷幾（丁附）」【五】と同じく「寄孟五」詩末句「□□□□貞賢」の空格部分は、文字だけでなく匡郭ごと缺く。

〈孫考〉によると、別に北京大學藏「『高常侍集』存八卷（缺卷九・十）の明刊『唐十二家詩』本」が存在するようだが、【八】と異なる版本であるかどうかは不明である。〈孫考〉は、『高常侍集』存八卷（缺卷九・十）本について、每半葉十行、行十八字。卷一〜四は賦と五古、卷五は七古、卷六は五律、卷七は排律、卷八は七律・五絶・七絶。行款・分卷・篇目・篇次・字句は【五】【六】の前八卷と全く同じとする。

【九】『高常侍集』二卷 嘉靖三十一年（一五五二）刊 明張遜業輯校、江都黃埈刊『唐十二家詩』東壁圖書府本  
 〈宮内廳書陵部〉二冊

香色改装表紙（二五・八糎×一六・六糎）、打付外題「高常侍集 乾」。目錄無し。首葉に黃埈の識語が残存し、末尾に「嘉靖壬子孟冬既望江都後學黃埈識」とある。版心に「二」とあるため、第一葉が脱落していると判断できる。次いで本文首行に「高常侍集卷上」と題し、次行低九格「永嘉張遜業有功校正」、次行低九格「江都黃埈子篤梓行」、次行低一格「賦」、次行低三格「東征賦」、次行より本文に入る。四周雙邊（一八・四糎×二五・八糎）、有界、每半葉九行、行十九字。版心、白口、雙黑魚尾、版心上方に「東壁圖書府」、版心下方に「江槌／新繩」、中縫に「高常侍集卷上／下（丁附）」。

収録の詩は二〇〇題、二四〇首、【六】と比べ「淇上別業」の一首を缺く。

この他〈中國國家圖書館〉<sup>24</sup>〈北京大學〉〈臺灣國家圖書館〉<sup>25</sup>等に所藏がある。

この本の首に載せる黃埈の識語について述べておく。前述の通り本来この識語は二葉存在したと思われる、行款は每半葉八行、行十七字である。長澤規矩也「續校勘絮談（四）」<sup>26</sup>に金氏梅華草堂<sup>27</sup>所藏本に載せる黃埈の識語の一部が引かれ、『唐十二家詩』中の岑嘉州集の後に附されているとする。参考に「續校勘絮談（四）」掲載の識語を轉引しておく。

嘉靖王子歲孟冬既望江都後學黃埈識

十二家唐詩刻成。甌江張先生歷敍於篇首者詳矣。嗟余小子顧復何言。然刻之者所以公其好也。嘗有刻焉而今則重之者。將以廣其好也。……李杜元白號稱大家。下此則各擅其長而已矣。乃若王楊盧駱沿六朝之故習。爲天賦之奇才。遂能變易而超越之。以至漸近純雅。盖起一代聲律之美者。四子其發硎焉。自是人才日著。文運益昌。乃有陳

杜沈宋倡於前。王孟高岑繼於後。其意溫厚。其言和平。讀之鉤然。煥乎風雅之遺響。盖成一代聲律之美者。八子其竝峙焉。……

長澤氏の録文には末尾にも省略があるため書陵部本の殘存する識語と直續しないが、參考までに書陵部本の識語も録しておく。

乎。人才關國家之盛衰、文運係治教之美惡。／要其□自則上有好者下必有甚焉者也。我／國朝之盛文莫備校今日矣。故天下之爲古／文者咸曰先秦、曰兩漢。天下之爲歌詩者咸／曰初唐、曰盛唐。然則十二家者其又唐之可／法者歟。於是乎重梓云。／嘉靖壬子孟冬既望江都後學黃璋識

【十】『高適集』一卷 明萬曆十二年（一五八四）刊 楊一統刊『唐十二家詩』本  
〈內閣文庫〉一冊

薄香色改裝表紙（二六・五糎×一六・〇糎）、打付外題「唐十二家詩集 高適 九」。首に目錄（八葉）、目錄首行に「高適集目錄」と題す。次いで本文首に「高適集」と題し、次行低十一格「長洲丘陵子長校」、次行低二格「賦」、次行低三格「東征賦」、次行より本文に入る。四周單邊（二八・〇糎×二〇・〇糎）、無界、每半葉九行、行二十字。版心、白口、無魚尾、中縫に「高適集（丁附）」。

內閣文庫藏楊一統刊『唐十二家詩集』本は、『王勃集』の首に孫仲逸の「刻唐十二家詩序」を載せ、序末に「萬曆甲申（一五八四）女提月」と記す。次いで黃道日の「刻唐十二家詩序」、楊一統の「重刻十二家唐詩引」を載せる。楊序の末に「萬曆甲申孟冬上浣南州楊一統允大甫書于綺霞館」と記す。次いで「唐十二名敍略」と題し、次行に「南州楊一統允大校閱／江東孫伯履公素／姑蘇丘陵子長／江東孫仲逸野臣／關中李本芳元榮同閱」と記し、次行より十二家の

略歴を載せる。

収録の高適の詩は二三九首、【九】と比べ「塞下曲」詩の一首を缺く。

〈臺灣故宮博物院〉<sup>29</sup> 一冊

香色改装表紙（二六・七糎×一六・八糎）、外題なし。原題簽は本文内に挟み込まれており、「十二家唐詩 高適」（楷書、空色、一七・二糎×三・三糎）と題す。四周單邊（二七・四糎×一九・六糎）。第六十八葉以降損傷が激しく、第七十葉以降を缺く。臺灣故宮博物院藏本は、序文が黃道日、孫仲逸、楊一統の順で掲載されており、内閣文庫藏本と違いが見られる。また、黃序の第一葉を缺く。

この他〈中國國家圖書館〉<sup>30</sup>〈北京大學〉<sup>31</sup>等に所藏がある。

【十一】『高常侍集』二卷 明萬曆三十一年刊 許自昌輯校『前唐十二家詩集』  
〈ハーバード大學燕京圖書館〉<sup>32</sup>一冊、ハーバード大學デジタルアーカイブによる。<sup>33</sup>

目錄無し。本文首行に「高常侍集卷上」と題し、次行低九格「長洲許自昌玄祐甫校」、次行低一格「賦」、次行低三格「東征賦」、次行より本文に入る。左右雙邊（二二・〇糎×二三・九糎）、<sup>34</sup>有界、每半葉十行、行十八字。版心、白口、單黑魚尾、版心上に「高常侍集」、版心下に丁數。本文首葉に犬養毅の藏書印である朱文「犬養氏圖書」の印あり。この他〈中國國家圖書館〉<sup>35</sup>〈北京大學〉<sup>36</sup>等に所藏がある。

【十二】『高常侍集』二卷 明萬曆年間刊 鄭能重刊『前唐十二家詩集』本



〈内閣文庫〉<sup>37</sup>一冊、黄土色改装表紙（二七・三糎×一六・八糎）、打付外題「前唐十二家集 一」。

〈國立國會圖書館〉<sup>38</sup>一冊

目録無し。本文首行に「高常侍集卷上」と題し、次行低九格「晉安鄭能拙卿重鑄」、次行低一格「賦」、次行低三格「東征賦」、次行より本文に入る。四周單邊、每半葉九行、行十九字。

内閣文庫所藏鄭能重刊『前唐十二家詩集』本は、『王勃集』の見返しに「精鑄唐十ノ式家詩集」と載せ、首に「新刻唐十二家詩敍（萬曆癸卯孟夏長州許自昌書）」を載せる。さらに『岑嘉州集』卷末に「閩城琅嬛齋板／坊間不許重刊」の刊記がある。

この他〈京都大學文學部〉<sup>39</sup>等に所藏がある。

【十三】『高常侍集』二卷 明海陽汪應臯・汪應學校刊『唐十二家詩集』本

〈京都大學人文科學研究所〉<sup>40</sup>一冊

黄土色改装表紙（二七・〇糎×一六・五糎）、外題無し。目録無し。本文首行に「高常侍集卷上」と題し、次行低九格「海陽汪應臯汝澤父校梓」、次行低十一格「汪應學汝行父全校」、次行低一格「賦」、次行低三格「東征賦」、次行より本文に入る。四周雙邊または四周單邊（二九・八糎×二〇・六糎）、有界、每半葉九行、行十九字。版心、白口、白單魚尾、中縫に「高常侍集卷上／下（丁附）」。

この他〈臺灣中央研究院傅斯年圖書館〉<sup>41</sup>に所藏がある。傅斯年圖書館本は前掲『群碧樓善本書錄』卷三に「高常侍集二卷一冊／唐高適撰／明王應臯刻本」と著録する版本で、「群碧樓」、「明刻本」などの印記がある。

【十四】『高常侍集』八卷 明銅活字本

〈中國國家圖書館〉<sup>42)</sup>一冊、中國國家圖書館ウェブサイトで中華古籍資源庫デジタルアーカイブによる。

目録無し。本文首行に「高常侍集卷第一」と題し、次行低一格「賦」、次行低三格「東征賦」、次行より本文に入る。左右雙邊、有界、每半葉九行、行十七字、注小字雙行。版心、白口、黑單魚尾、中縫に「高常侍集卷幾（丁附）」。

この他〈北京大學〉<sup>43)</sup>等に所藏がある。上海古籍出版社影印本『唐五十家詩集』（一九八九年）に収録されている。以上が分體本の系統であり、【八】〜【十三】は『唐十二家詩』本である。

## 二、大東急本『高常侍集』と諸本の比較

### 1 大東急本『高常侍集』と中國國家圖書館藏清影宋抄本の比較

前節では高適集の版本を一通り紹介したが、はじめに述べたように本節では【一】大東急本の特徴を諸本と比較すること、その版本的價值を明らかにしたい。

まず本項では【一】大東急本と【三】清影宋抄本を比較してみよう。前掲の通り、東京の大東急記念文庫所藏の宋刻本とみなしうる【一】『高常侍集』は、目録は七卷まで篇目を収録しているが、本文は前六卷のみ現存する殘本である。中國國家圖書館に所藏されている【三】清影宋抄本は十卷の完本である。

【一】と【三】は非常に似ており、兩者ともに半葉十行、行十八字、左右雙邊であり、目録と本文の字句は後述する異同を除いてほぼ同じである。そのため【一】の七卷以降は、清影宋抄本を見ることでおおよそ想像できる。しかし缺筆の箇所や版心の文字數や刻工名の箇所が一致する部分もあれば一致しない部分もあるなど、細かな相違點があ

る。もつとも大きな違いは刊記の有無である。【一】では目録第六葉表第四行から紙が切られ、続きは別紙で補われ、匡郭が補筆されている。第六葉裏に「臨安府睦親坊南陳宅經籍鋪印」の刊記が見られる。一方【三】は刊記がどこにも見られない。

【一】と【三】の目録および本文中の異同については以下の表の通りである。表内の記號について、■は墨丁、□は空格、◇は判讀困難を表す。本文の字句について、大東急本は印面が損傷して判讀し難い部分もあり、判讀可能な箇所のみ記載した。【三】清影宋抄本については『中華再造善本』によって確認した。備考として【六】明覆宋刻本（鄭振鐸舊藏本）の該當箇所の子句を載せた。

卷數	葉次	該當箇所	【一】大東急本	【三】清影宋抄本	【六】明覆宋刻本
卷一	1	版心上方	◇◇◇	(空白)	
		版心下方	(空白)	沅刀	
		版心下方	(空白)	黑魚尾の下に四つ菱	
		版心上方	(空白)	二、八八	
		版心中部	中縫墨丁	黑魚尾の下に四つ菱	
		版心下方	(空白)	孫沅刊	
		版心上方	(空白)	二◇、	
卷二	6	「醉後贈張九」詩の下注「旭」	旭（未畫を缺く）	旭	
		「睢陽訓別暢大判官」詩第二十六句	一一能射鷹	一一能射鷹	一一能射鷹
		「薊中作」詩第一句	策馬自沙■	策馬自沙□	策馬自沙漠
		「睢陽訓別暢大判官」詩第二十六句	一一能射鷹	一一能射鷹	一一能射鷹

		卷三		卷五		卷六					
10		11		1	2	6	7	8	6	5	9
「宴郭校書因之有別」詩第三句		「獨孤判官部送兵」篇題		版心上方	版心上方	版心上方	魚尾	魚尾	魚尾	「送崔錄事赴宣城」詩第三句	「奉詔路太守見贈之作」詩第一句
藝香■早著		獨孤判官■■■		二卷	二八八	二九五	■	■	■	欲行宣城印	盛才膺命代
戰■知機息		獨孤判官部送兵		(空白)	二八八	二九五	■	■	■	欲行宣城印	□才膺命代
藝香□早著		獨孤判官部送兵									盛才膺命代
苦戰知機息		獨孤判官部送兵									欲行宣城印
藝香名早著		獨孤判官部送兵									欲行宣城印
											盛才膺命代

版心については、目録第一葉のように【一】では文字（字數と思われる）が刻されているが、【三】では空白とする箇所、また【三】では刻工名が記されているが、【一】では空白になっているなどの違いが見られる。また字句以外にも魚尾の様式が異なる箇所、模様（四つ菱）の有無など細かな違いも見られる。

また、墨丁・空格の箇所はほぼ同じであるが、二箇所の異同が見られる。卷二の「獨孤判官部送兵」の篇題では、【一】では「部送兵」の三字が墨丁になっており、【三】では空格はなく「部送兵」と記している。卷六「奉詔路太守見贈之作」詩の第一句は【一】は「盛才膺命代」と刻されているが、【三】では「盛」字を空格にするなどの相違が見

られる。これらの違いから、この兩本は、系統的には同じものであるが、同一の版本ではないことがわかる。

底本の前後関係について、まず卷二「部送兵」の墨丁の箇所を例として考える。【一】が墨丁としていたものを、後に文字が判明して彫り直したと考えると【三】の底本は【一】の補刻であると考えられる。逆に【三】の底本の文字が缺損し、【一】を彫る際に墨丁にしたと考えると、【一】は【三】の底本の覆刻であると考えられる。卷六の第九葉の「盛」字の有無についても同様である。したがってこの二例だけではどちらの底本がより古い版本であるかは特定し難い。

そこで【一】の刊記と【三】に記された刻工名から、二本の刊行時期の前後について検討してみたい。

まず【一】の刊記について述べる。【一】は目録ののちに「臨安府睦親坊南陳宅經籍鋪印」の刊記があり、大東急本は南宋陳氏書棚本であると確認できる。しかしながら、刊記のある目録第六葉は裏打ち補修され、裏葉に刊記部分のみが貼付されている。このことから刊記のみ後に付された偽贋の刊記という可能性があるため、他の現存する書棚本と比較し、その疑いを拂拭したい。

南宋陳氏書棚本の刊記について言及するにあたり、陳氏書棚について概略を述べておく。南宋の時代には民間の書肆の出版が盛んであり、中でも首都である臨安の城内に多くの書坊があったとされている。そこで出版された書籍を南宋の書棚本という。特に棚北大街睦親坊の陳起が出版した書籍は、現在存在が確認できる臨安書棚本の大半を占める。<sup>④</sup> 陳起については黃韻靜『南宋出版家陳起研究』（花木蘭文化出版社、二〇〇六年）に詳しい。陳氏の書棚本は每半葉十行十八字左右雙邊という特徴があり、そのような款式から陳氏の出版書籍だと判断することもできるが、判別法として最も簡単な方法は刊記を確認することである。

陳氏書籍の刊記について、系統的に概説したものとして清末の葉德輝『書林清話』がある。その卷二「南宋臨安陳

氏刻書之一」に宋代の私刻事業について述べ、「南宋臨安業書者、以陳姓爲最著（南宋臨安の書を業とする者、陳姓を以て最著と爲す）」とある。そして「宋陳起父子刻書之不同臨安書棚、陳氏所刻書、每卷後均刻字一行、其文亦詳略不一（宋陳起父子刻書の臨安書棚に同じからざるは、陳氏の刻する所の書、每卷後に均しく字を刻すること一行、其の文亦た詳略一ならざるなり）」（以下、引用の本文は古籍出版社、一九五七年による）として陳氏刊記の文言ごとに書籍を分けて配列している。その中でも大東急本の「臨安府睦親坊南陳宅經籍鋪印」の刊記にもっとも近いものとして、『書林清話』に列擧されている刊記に「有云臨安府睦親坊陳宅經籍鋪印者、唐朱慶餘詩集一卷、見黃賦注、黃書錄、瞿目、宋刻本。宋趙與峕賓退錄十卷、見劉喜海評本、錢大昕竹汀日記、陸志、丁志、影鈔宋本。繆記、近已仿刻入對雨樓叢書中（臨安府睦親坊陳宅經籍鋪印と云ふ者有り、唐朱慶餘詩集一卷、黃賦注、黃書錄、瞿目に見え、宋刻本なり。宋趙與峕賓退錄十卷、劉喜海評本、錢大昕竹汀日記、陸志、丁志に見え、影鈔宋本なり。繆記、近ごろ已に仿刻し對雨樓叢書中に入る）」と記されている。このように陳氏の刊記をまとめたものとして、他に長澤規矩也「宋朝私刻本攷」があり、大東急本の字句にもっとも近い刊記については以下のごとく記している。

無年號

(……中略……)

同 唐朱慶餘詩集一卷 黃賦注・黃書錄・瞿目一九

同 賓退錄十卷 陸志五六（無南字）・丁志一八

以上「臨安府睦親坊南陳宅經籍鋪印」ト記セルモノ。

(初出『書誌學』第一卷第五號、『長澤規矩也著作集』第三卷、五三頁所收)

さらに王國維「兩浙古刊本考」(『王國維遺書』第十二冊、上海古籍書店、一九八三年による)では宋代の浙江の刊本を列

記し、その中で臨安陳氏の刊記があるものを挙げ、以下のように述べている。

賓退録十卷／臨安府睦親坊陳宅經籍鋪印……（中略）……朱慶餘詩集一卷／臨安府睦親坊陳宅經籍鋪印……（中略）……右陳宅書鋪所刊唐人集皆半葉十行、行十八字、其存於今日者止此。然當時所刊實不可勝計。周端臣挽芸居（原注：即陳起宗之）詩云、字畫堪追晉、詩刊欲遍唐、今日所傳明刊十行十八字本唐人專集總集、大抵皆出陳宅書籍鋪也。然則唐人詩集得以流傳至今、陳氏刊刻之功爲多。

（賓退録十卷／臨安府睦親坊陳宅經籍鋪印……（中略）……朱慶餘詩集一卷／臨安府睦親坊陳宅經籍鋪印……（中略）……右陳宅書鋪所刊の唐人集 皆な半葉十行、行十八字、其の今日に存する者は此に止まる。然れども當時の所刊は實に計ふるに勝ふべからず。周端臣芸居（原注：即ち陳起宗之）を挽するの詩に云ふに、「字畫は晉を追ふに堪へ、詩刊は唐を遍くせんと欲す」と。今日に傳はる所の明刊十行十八字本唐人專集總集は、大抵皆な陳宅書籍鋪より出づるなり。然らば則ち唐人詩集以て流傳し今に至るを得るは、陳氏刊刻の功 多しと爲す。）

現存する臨安陳氏書棚本については、尾崎康「宋代における刊刻の展開」（『帝京史學』十九號、二〇〇四年）に詳しい。尾崎氏の論文の中では、現在實際に確認できる陳氏の刊記は二十三種<sup>⑤</sup>存在するとされ、その二十三種の刊記のうち、『賓退録』の刊記の文言が本章で取り上げる【一】大東急本の刊記と完全に一致する。

ここで『朱慶餘詩集』と『賓退録』の刊記を確認してみたい。

中國國家圖書館現藏『朱慶餘詩集』は、卷末第三十四葉第五行に「臨安府睦親坊陳宅經籍鋪印」の刊記が見られる。その影印本に四部叢刊統編及び『中華再造善本』（北京圖書館出版社、二〇〇三年）があり、その書影は『中國版刻圖録』（圖版五〇・五一。朋友書店、一九八三年）に収録されている。書影を確認すると「臨安府睦親坊陳宅經籍鋪印」とあり、長澤氏「宋朝私刻本攷」記載「臨安府睦親坊南陳宅經籍鋪印」の「南」は實際にはないことが確認できる。そのため

【一】の刊記とは異なる。この刊記の字様は【一】大東急本と非常によく似ている。

『賓退録』には中國國家圖書館藏の「臨安府睦親坊南陳宅經籍舖刻本」があり、『中華再造善本』（北京圖書館出版社、二〇〇四年）に収録されているが、この影印には刊記が見られない。中國國家圖書館藏本は確かに十行十八字、左右雙邊であり、字様からも南宋臨安書棚本の特徴を持つが、刊記が無いため書棚本であると確定できない。次に中國國家圖書館藏『賓退録』明抄本と清刻本<sup>④⑥</sup>を見ると、兩本とも卷末に「臨安府睦親坊南陳宅經籍舖印」の刊記を有し、ただし清刻本は刊記の部分は墨筆で「臨安府睦親坊南陳宅經籍舖印（原注：繆氏景本有此行）」と補寫されている。この清刻本は王國維校竝跋本であるため、この刊記は王國維が繆荃孫舊藏の影宋抄本（中國國家圖書館藏本明抄本）から書寫した<sup>④⑦</sup>と思われる。

『朱慶餘詩集』は刊記に「南」字がないものの字様が似ており、『賓退録』では同様の文言の刊記が存在することから、大東急本に載せる「臨安府睦親坊南陳宅經籍舖印」の刊記は確かに臨安陳氏書肆の刊記であり、本章で取り上げる大東急本は確かに臨安書棚本であると言える<sup>④⑧</sup>。

陳起父子の活動時期については、前掲の『南宋出版家陳起研究』によると、陳起は遅くとも淳熙十三年（一一八六）に生まれ、寶祐四年（一二五六）に亡くなっており、享年は少なくとも七十歳であったとする。さらに陳起の死後、子の續芸がその書肆を継ぎ、遅くとも一二九一年（元・至元二十八年）には廢業していた<sup>④⑨</sup>。したがって、大東急本の刊刻時期は陳起の生存中に出版されたのであれば一二五六年以前であり、續芸が繼いだのちに出版されたとしても一二九一年以前となる。しかし一二五六年に陳起が少なくとも七十歳で亡くなっていることから、その三十五年後の一二九一年には續芸もすでに亡くなっているか、相當な高齢となっているはずである。つまり、續芸が就業可能な年齢を考えると、書肆が営まれていたのは一二九一年よりも何十年か前と推測される。そうすると陳氏書肆の活動時期を陳起父



子の年齢や廢業時期を勘案すれば、大東急本は南宋のうちに出版されていると考え得る。

次に【三】の刻工名について、【一】には刻工名は見られないが、【三】には目録第一葉版心下方に「沅刀」と記され、卷一の第一葉には「孫沅刊」、第六葉には「玄◇」と記されている。玄某については判讀できないため本節では保留とし、この「孫沅」という刻工の活動時期から【三】の底本の刊行時期を考える。

「孫沅」については、夏其峰『宋版古籍佚存書録』（三晉出版社、二〇〇四年）や瞿冕良編著『中國古籍版刻辭典』（蘇州大學出版社、二〇〇九年）によれば、世綵堂刻本『昌黎先生文集』（『中華再造善本』影印本、北京圖書館出版社、二〇〇五年）と南宋刊南北朝七史『魏書』（『中華再造善本』中國國家圖書館藏宋刻宋元明遞修本影印、北京圖書館出版社、二〇〇六年）にも名前が見られる。この二書に挙げられたものの他に、『昌黎先生文集』と同時期に刊行された世綵堂刻本『河東先生集』（『中華再造善本』影印本、北京圖書館出版社、二〇〇三年）にも「孫沅」の名が見られる。

これらの版本の刊行時期について、『魏書』と世綵堂刻本の二つに分けて説明する。はじめに南宋刊南北朝七史『魏書』は、尾崎康『正史宋元版の研究』（汲古書院、一九八九年）によれば原刻は南宋前期杭州刊であり、補刻が南宋中期、元代中期、さらに明嘉靖に行われたとされる。『正史宋元版の研究』の中では、同時期に刊刻された南北朝七史の刻工名を總合して分析し、各刻工名を原刻・補刻の時代ごとに分けている。「孫沅」（『正史宋元版の研究』では「阮」とする）は元の補刻時の刻工であるとされている。

また尾崎氏は、『魏書』を含む南宋刊南北朝七史における元代の補刻は、初期・前期・中期の三度にわたって行われたと述べ、さらに初期・前期の刻工は二人程度しか特定することができないため、その大半を元代の大徳年間（一二九七～一三〇七）前後の補刻であるとしている。

次に世綵堂刻本『昌黎先生文集』と『河東先生集』の出版時期について述べる。世綵堂については張春曉「廖氏世

彩堂與廖瑩中考」(南京大學古典文獻研究所『古典文獻研究』第八輯、鳳凰出版社、二〇〇五年、三九八頁)に詳しい。張氏によれば、世綵堂は廖瑩中が亡くなる一二七四年までの咸淳年間(一二六五～一二七四)に出版を行っていることがわかる。

これらの版本の出版時期を考慮して「孫沆」の活動時期を検討すると、咸淳年間から大徳年間間に活動していたと考えられる。兩期の間には三十年ほどの開きがあるものの、活動時期としては不可能ではないし、あるいは『魏書』の補刻が大徳より少し前の時期であるかもしれない。また、世綵堂本『昌黎先生文集』には他にも刻工名が見られ、そのうちの一人「王堉」は、『正史宋元版の研究』において南北朝七史の元の補刻刻工の中に名を連ねており、「孫沆」と同じように長期にわたって活動した刻工が他にも存在したことがわかる。

以上のことから、「孫沆」のおおよその活動時期である一二七〇年から一三〇〇年ほどの間に【三】の底本は刊行されたと推定できる。

以上の考證から、【一】と【三】の底本の出版時期を照らし合わせると、【一】が【三】の底本よりも早い時期に出版され、【三】の底本は【一】の補刻であった可能性が高く、【三】に刊記が見られないのは、補刻の際に刪去したからではないだろうか。つまり、【一】大東急本は、臨安書棚本の刊記を持ち、一二七〇年以前に出版されたことから、確かに南宋に出版された陳氏の臨安書棚本であると言えるのである。

## 2 大東急本『高常侍集』と明覆宋刻本及び『文苑英華』との校勘による比較

本項では【一】大東急本および【三】清影宋抄本の本文の字句から、その版本的價値の考察を試みる。

第一節では高適集を編制上の觀點から「不分體本」と「分體本」の二系統に分類した。諸本の本文の字句を對校す

ると、大きく分ければ、字句上においても「不分體本」と「分體本」の二系統が存在することがわかる。前節の考察により、【一】大東急本が【三】清影宋抄本の底本に比べて、より高適集の古い形を残していると結論づけたが、「分體本」系統の版本と比べるといかがであろうか。

第一節で列挙した高適集の「分體本」系統の中で、先行研究から宋代の覆刻とされるのは【五】【六】の明刊覆宋刻本である。つまり、「分體本」系統で【一】【三】とおなじように宋版の形を残すものはこの二本である。そのため【一】【三】と比較してどちらがより古い形を残すものか比較したい。しかしながら【五】【六】の二本には刊記や序、刻工名が記されていないために刊行時期を特定できず、前節のような刊記や刻工名による出版時期の比較は不可能である。

そこで高適集の版本以外に、高適の詩文の宋代以前の姿を反映するものとして、『文苑英華』を参照したい。『文苑英華』は太平興國七年（九八二年）から編集が開始され、南宋の彭叔夏などによる校勘を経て嘉泰四年（一二〇四年）に刊行され、その本文は北宋における唐代詩人の詩文の様子を把握するのに有用である（しかしながら現在通行している明隆慶刊本は過誤が多いとされる）。したがって、「不分體本」と「分體本」系統の字句が異なる場合、異同字句が『文苑英華』と重なる箇所が多い方が、北宋期の本文の形態をよく留めており、高適詩文の原貌に近い版本であると言える。

以下の表は【一】大東急本（巻七以降は清影宋抄本を参照する）と【六】明覆宋刻本の異同箇所を示し、併せて『文苑英華』の本文と対校した。『文苑英華』（中華書局、一九六六年）および傅增湘『文苑英華校記』（北京圖書館出版社、二〇〇六年）を使用して校勘を行った（括弧内に『文苑英華』の所収巻次、南宋彭叔夏の校注〈彭注〉、傅增湘の校記〈傅校〉を記した）。【五】は先述の通り未見の版本であるため考察の対象から省くが、〈孫考〉によれば【五】【六】の二本は行款などがほぼ同じであるため、【六】を校勘の対象とした。詩題に續いて詩句を二字下げで示した。

	【一】大東急本	【六】明覆宋刻本	文苑英華
別王徹	○○○	○○○	送○○○(卷二百七十)
悵然思北臨	○○○	○○○	○○○○
苦雨寄房四昆季	○○○○	○○○○	○○○○休○○(卷一百五十三、 <small>彭注</small> 「休」字下に「集作四」)
高館臨通渠	○○○	○○○	○○○○
寄孟五	○○○	○○○	○○○少府(卷二百五十)
秋氣落窮巷	○○○	○○○	○○○○
餞宋八充彭中丞判官之嶺外	○○○○	○○○○	○○○○○○○○○南(卷二百七十、 <small>傳校</small> 舊抄本南作外)
北雁送馳駟	○○○	○○○	○○○○
鳶跼路難登	○○○	○○○	○○○○
古樂府飛龍曲留上陳左相	○○○○	○○○○	○○○○○○○○○(卷二百五十、 <small>彭注</small> 即陳季烈無李右相)
天子富人侯	○○○	○○○	○○○○
留別鄭三章九兼洛下諸公	○○○○	○○○○	○○○○○○○○○(卷二百八十七)
幸逢明盛多招隱	○○○	○○○	○○○○○○○○
應念茲辰去折腰	○○○	○○○	○○○○○去○( <small>彭注</small> 「去」字下に「詩選 <small>筆者注</small> ：唐百家詩選」 去折腰、集作尙折腰)

表からも見られるように、【一】【三】と【六】の字句が異なる場合、【一】【三】の字句の方が多く『文苑英華』と一致している。すなわち【一】【三】は【六】と比較して『文苑英華』に近い版本であり、高適集の版本全體の中でも、より古い形を残していることが明らかである。

最後に、【一】【三】と敦煌寫本(主に伯二五五二、伯三八六二)の字句の異同について觸れておきたい。高適の詩文は

敦煌寫本の中にも多く残されているが、その本文の字句はおおよそ「不分體本」と「分體本」系統とは異なる系統にある。しかしながら、版本の多くが異なる字句を載せる一方で、しばしば敦煌寫本と【一】とが重なる箇所があるため、以下の表に示す。

	【一】大東急本	【六】明覆宋刻本	伯三八六一	伯二五五二
和賀蘭判官望海	○○○○○北○	○○○○○北○	○○○○○北○	○○○○○北○
迢亭溟海際	○遙○○○	○遙○○○	○遙○○○	○遙○○○
留別鄭三韋九兼洛下諸公	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○
幸逢明盛多招隱	○○○聖○○○	○○○聖○○○	○○○聖○○○	○○○聖○○○
應念茲辰去折腰	○○○晨○○○	○○○晨○○○	○○○晨○○○	○○○晨○○○
睢陽酬暢別大判官	○○○大判官	○○○大判官	○○○大判官	○○○大判官
諸將出冷陁	○○○井○	○○○井○	○○○井○	○○○井○
宋中別司功叔各賦一物得商丘	○○○○○缺得商丘	○○○○○缺得商丘	○○○○○缺得商丘	○○○○○缺得商丘
古樂府飛龍曲留上陳左相	○○○○○	○○○○○	○○○○○	留上陳左相
天子富人侯	○○○平○	○○○平○	○○○平○	○○○平○
錢宋八充彭中丞判官之嶺外	○○○○○嶺外	○○○○○嶺外	○○○○○嶺外	錢宋判官之嶺外
北雁送馳駟	○○○驛	○○○驛	○○○驛	○○○驛
古大樑行	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○
國步連營一千里	○○○○○五○○○	○○○○○五○○○	○○○○○五○○○	○○○○○五○○○
奉酬北海李太守丈人夏日平陰亭	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○
隱軫江山來	○○○○○麗	○○○○○麗	○○○○○麗	○○○○○麗

以上の十四例から見ても、【一】大東急本が【六】明覆宋刻本に比べて敦煌寫本と同一の字句が多いことが見て取れる。當然ながら敦煌寫本の本文には唐代以前の姿がそのまま残っており、このことから【一】大東急本および【三】清影宋抄本は諸版本の中でも原文に近い字句を残し、資料的価値の高い版本であると言える。

### おわりに

本章では大東急記念文庫所藏『高常侍集』残本を中心に高適の版本について考察した。この大東急本には南宋臨安の書肆として著名な陳氏父子の刊記「臨安府睦親坊南陳宅經籍舖印」があることから、南宋臨安書棚本であることを確かめた。そして陳氏書肆の活動時期から大東急本の出版時期は南宋末であると特定でき、現存する版本の中で唯一の宋版であることを明らかにした。さらに大東急本及び清影宋抄本の本文と明覆宋刻本、『文苑英華』及び敦煌寫本の本文と對校することにより、大東急本及び清影宋抄本は諸版本に比べて唐代や北宋時代の字句を多く留めていることが示された。それゆえにこの二本は高適詩研究を進めるにあたって非常に重要な価値を持つものである。そのため大東急本が殘本であることが悔やまれるものの、この版本を利用して高適集ならびに高適詩の研究に活用していきたい。

### 注

①高適集版本の先行研究は、川口喜治「高適研究論著目録増補版」(『中唐文學會報』十九號、二〇一二年)にまとめられているので

そちらも参考にされたい。

- ② 『海王邨古籍書目題跋叢刊』第三冊（中國書店出版社、二〇〇八年）、一七一頁。
- ③ 袁本では「一卷」とし、瞿本では「二卷」としている。
- ④ 大東急記念文庫編『大東急記念文庫書目』（一九五五年）「高常侍集（臨安書棚本）六卷／唐高適〔明〕刊（覆宋）」
- ⑤ 『北京圖書館古籍善本書目』（書目文獻出版社、一九八五年）二〇二二頁。「高常侍集十卷 存五卷 一至五 唐高適撰 明抄本 二冊十一行十八字黑口四周雙邊 一〇七一四」
- ⑥ 中國國家圖書館ウェブサイト中華古籍資源庫デジタルアーカイブ（<http://www.nlc.cn/>、最終閲覧日二〇二一年三月一日）。
- ⑦ 『北京圖書館古籍善本書目』二〇二二頁。「高常侍集十卷 唐高適撰 清初影宋抄本 二冊 十行十八字白口左右雙邊 五三九一」
- ⑧ 『中華再造善本』による。
- ⑨ 『留眞譜』は匡郭内のみを模刻しているため、匡郭内の藏書印のみ一致する。
- ⑩ 『高常侍集』提要については前掲の土屋氏論文に詳細に解説されている。
- ⑪ 『北京圖書館古籍善本書目』二六七二頁。「唐十八家詩二十一卷 明初抄本 黃丕烈跋 六冊 十行十八字黑口四周雙邊 一〇八四二 高常侍集一卷 唐高適撰」
- ⑫ 『北京圖書館古籍善本書目』では「十行十八字」とするが、「十行十九字」の誤りである。
- ⑬ 『北京圖書館古籍善本書目』二〇二二頁。「高常侍集十卷 唐高適撰 明刻本 一冊 十行十八字白口左右雙邊 六九九五」もしくは「明刻本 二冊 十行十八字白口左右雙邊 一八八三六」
- ⑭ 『國立故宮博物院善本舊籍總目』（國立故宮博物院、一九八三年）一〇一三頁。「高常侍集十卷 唐高適撰 明正德間刊本 四冊」
- ⑮ 『國立中央圖書館善本書目』（國立中央圖書館、一九六九年）八八七頁。「高常侍集存八卷二冊 唐高適撰 明仿宋刊十行本 缺卷九・卷十」
- ⑯ 『國立中央圖書館善本書目』八八七頁。「高常侍集十卷四冊 唐高適撰 明刊本」

- ⑰『靜嘉堂文庫漢籍分類目錄』（靜嘉堂文庫、一九三〇年）六二六頁。「高常侍集 一〇卷 唐高適撰 明刊 四冊 五七函 一四架」
- ⑱宮内廳書陵部『和漢圖書分類目錄』（一九五五年）六四七頁。「高常侍集 一〇卷 唐高適 明版 二冊 國函 五八二架」
- ⑲『北京圖書館古籍善本書目』二〇二二頁。「高常侍集十卷 唐高適撰 明刻本 鄭振鐸跋 二冊 十行十八字白口左右雙邊 一六三八九」。阮考の影版十一・十二・十三に書影を収録。
- ⑳『北京大學圖書館藏古籍善本書目』（北京大學出版社、一九九九年）四一二頁。「高常侍集十卷（存卷一至五） 唐高適撰 明刻本 一冊 182」
- ㉑『北京大學圖書館藏古籍善本書目』三六六頁。「唐十二家詩四十九卷 明刻本 十六冊 □八一・一〇八四／〇四一三」
- ㉒宮内廳書陵部『和漢圖書分類目錄』六四七頁。「高常侍集 二卷 唐高適 明版 二冊 國函 七四九架」
- ㉓『北京圖書館古籍善本書目』二六六五頁。「十二家唐詩二十四卷（存十一家二十二卷） 明張遜業編 明嘉靖黃埶刻本 十一冊 九行十九字白口 四周雙邊 一〇三八〇」もしくは「十二家唐詩二十四卷（存八家十六卷） 明張遜業編 明嘉靖黃埶刻本 十冊 九〇四六」
- ㉔『北京大學圖書館藏古籍善本書目』四一二頁。「高常侍集二卷 唐高適撰 明黃埶刻唐十二家詩集本 一冊□1581」
- ㉕『國立中央圖書館善本書目』二二三五頁。「東壁圖書府二十四卷二十冊 明張遜業編 明嘉靖間江都黃埶刊本」
- ㉖初出『書誌學』第五卷五號（昭和一〇年）、『長澤規矩也著作集（1）書誌學論考』（汲古書院、一九八五年）所收。
- ㉗土屋氏論文に、山本書店の山本敬太郎氏から「金氏梅華草堂」が戦前に上海にあった「中國書店」のことであると教示を受けたとある。
- ㉘『改訂 内閣文庫漢籍目錄』（一九七二年）三九二頁。「唐十二家詩 王勃集・楊炯集・盧照鄰集・駱賓王集・陳子昂集・杜審言集・沈佺期集・宋之問集・孟浩然集・王維集・高適集・岑參集各一卷 明楊一統編 明萬曆一二序刊 林・一〇冊・三一九函・一四一號」



- ②9 『國立故宮博物院善本舊籍總目』一二〇七頁。「唐十二家詩集四十九卷 明不著編人 明正德刊本 二十冊」
- ③0 『北京圖書館古籍善本書目』二六六六頁。「唐十二名家詩十二種十二卷 明楊一統編 明萬曆十二年楊一統刻本 十六冊 九行二十字白口四周單邊無直格 一九三〇八」
- ③1 『北京大學圖書館藏古籍善本書目』二六六頁。「唐十二家詩十二卷 明楊一統選輯 明萬曆十二年(1584)南州楊氏刻本…八冊 □ 811.1084/4612」
- ③2 沈津主編『美國哈佛大學哈佛燕京圖書館藏中文善本書志』(廣西師範大學出版社,二〇一一年)一九七四頁。「2626 明萬曆刻本前唐十二家詩 T5235.4/0426『前唐十二家詩本』二十四卷、明許自昌編。明萬曆三十一年(1603)霏玉軒刻本。十六冊。」
- ③3 HARVARD Digital Collections ([https://iif.lib.harvard.edu/manifests/view/drs:48148177\\$1i](https://iif.lib.harvard.edu/manifests/view/drs:48148177$1i) 最終閱覽日二〇二一年三月一日)
- ③4 『美國哈佛大學哈佛燕京圖書館藏中文善本書志』一九七四頁。
- ③5 『北京圖書館古籍善本書目』二六六三~二六六四頁。「前唐十二家詩二十四卷 明許自昌編 明萬曆三十一年霏玉軒刻本 傅增湘校跋竝錄黃丕烈題識 十四冊 九行十九字白口左右雙邊 三一四」·「前唐十二家詩二十四卷 明許自昌編 明萬曆三十一年霏玉軒刻本 鄭振鐸跋 八冊」もしくは「前唐十二家詩二十四卷(存十一家二十一卷) 明許自昌編 明萬曆三十一年霏玉軒刻本 翁同龢跋 十冊 九行十九字或二十字白口四周雙邊或左右雙邊 六〇九一」
- ③6 『北京大學圖書館藏古籍善本書目』二六六頁。「唐十二家詩二十四卷 明許自昌輯 明萬曆三十一年(1603)霏玉軒刻本 六冊 □ 811.1084/0826」
- ③7 『改訂 內閣文庫漢籍目錄』「前唐十二家詩 王勃集·楊炯集·盧照鄰集·駱賓王集·陳子昂集·杜審言集·沈佺期集·宋之問集 孟浩然集·王摩詰集·高常侍集·岑嘉州集各二卷 明許自昌編 明萬曆三二序刊(閩瑯嬛齋) 楓·八冊·集九〇函·一號」
- ③8 國立國會圖書館圖書部編『國立國會圖書館漢籍目錄』(國立國會圖書館,一九八七年)五八八頁。「前唐十二家詩 明許自昌輯 萬曆三二序 晉安 鄭能重刊(閩城瑯嬛齋板) 10冊 26 纏 綫 < -14」

- ③9 京都大學文學部編『京都大學文學部漢籍分類目錄』（一九五九年）一一九頁。「前唐十二家詩集 明許自昌編 明萬曆三十一年晉安鄭能刊本 一二」
- ④0 全國漢籍データベース (<http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/kanseki/> 最終閲覧日二〇二一年三月一日)「高常侍集二卷 唐高適撰 海陽汪應臯刊本 一冊 京大人文研 東方集-II-2-107」
- ④1 『中央研究院歷史語言研究所善本書目』（中央研究院歷史語言研究所、一九六八年）一五九頁。「高常侍集二卷一冊 唐高適撰 明海陽汪應臯汪應學校刊本」
- ④2 『北京圖書館古籍善本書目』二〇二二頁。「高常侍集八卷 唐高適撰 明銅活字印本 一冊 七八二一」
- ④3 『北京大學圖書館藏古籍善本書目』四一二頁。「高常侍集八卷（存卷五至六） 唐高適撰 明銅活字印本 一冊□182」
- ④4 『長澤規矩也著作集』第三卷による。
- ④5 尾崎氏の論文によれば「陳氏」の刊記がある書棚本は十六部あり、唐人詩集に限れば、高適集を含め十三部存在する。この他先述の『南宋出版家陳起研究』および羅鷺「書棚本唐人小集綜考」（『國學研究』三三卷、二〇一四年）にて陳氏の刊記について議論されているが、どちらも高常侍集に付された刊記については議論の対象とされていない。
- ④6 注⑥の中國國家圖書館デジタルアーカイブにて書影を確認できる。
- ④7 「兩浙古刊本考」では刊記中の「南」字がない。
- ④8 余談ではあるが、大東急本の刊記は半葉が目錄ののちに付されているので、元來の刊記の場所については不明である。ここで現存する陳氏の刊記を確認してみると、目錄ののちに付されたものに『王建詩集』十卷（中國國家圖書館藏）がある。他には序ののちに付されたもの、巻末に付されたものなどまちまちであり、刊記の場所が特に決まっていたわけではないことがわかる。そうすればどこに刊記があってもいいことになるが、【三】の目錄末十葉目左半分に文字はなく、順當に考えればそこに刊記があったとすると収まりが良い。そうすれば確かに【一】と【三】は元々同じ形をしていたと考えられ、【一】の全容を理解しやすくなる。
- ④9 方回『瀛奎律髓』卷四十二（黃山書社、一九九四年）趙師秀「贈賣書陳秀才」詩の注に「陳起字宗之、睦親坊賣書開肆。予丁未

(一二四七)至在所、至辛亥年(一二五一)、凡五年、猶識其人、且識其子。今近四十年、肆燬人亡、不可見矣(陳起、字は宗之、睦親坊に書を賣り肆を開く。予丁未在る所に至り、辛亥の年に至るまで、凡そ五年、猶ほ其の人を識り、且つ其の子を識る。今四十年に近く、肆は燬け人は亡く、見るべからず)。とあり、陳宅の書籍は一二五一年から四十年後の元の至元二十八年(一二九一)にはすでに廢業していたと考えられる。

## 第二章 高適の家系と開元年間における事跡について

### はじめに

高適は盛唐時代の邊塞詩で著名な詩人であり、三度邊塞に赴いた経験から、同じく邊塞詩の名手である岑參と共に高岑と並び稱せられる。前章【五】の版本（瞿鏞舊藏本）に詩は二四一首収録され、決して少なくはない数の作品が今に傳わっている。しかし多くの作品が残された一方で、高適は家系に關することや家族に關すること、自身の足跡について詩文作品の中で具體的には語らなかつた。加えて、高適の墓誌銘等の資料が未だ發見されていないことも相まって、高適の傳記に關しては不明な點が多い。そこで本章では高適の家系及び事跡についての考證を行い、高適の詩文理解の一助としたい。

高適の家系及び傳記についての先行研究は、周勳初『高適年譜』（上海古籍出版社、一九八〇年、のち『周勳初文集』収録、江蘇古籍出版社、二〇〇〇年、以下〈周譜〉と略稱）を筆頭に高適の親族の墓誌銘を中心とした考察が詳しくなされており、廣く學界に受け入れられてきた。高適の親族の墓誌銘には以下の六墓誌がある。

- 〈一〉「大唐前益州成都縣尉朱守臣故夫人高氏墓誌文并序」（以下「高嬪墓誌」と略稱、周紹良主編『唐代墓誌彙編』上海古籍出版社、二〇〇七年、開元一八一、陳長安主編『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷、天津古籍出版社、一九九一年、一〇九頁）
- 〈二〉「唐故南充郡司馬高府君墓誌銘并序」右武衛騎曹參軍刑宙撰（以下「高琛墓誌」と略稱、『唐代墓誌彙編』天寶

一四八、『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷、一二三頁)

〈三〉「大唐故國學生高府君墓誌銘并序」(以下「高逸墓誌」と略稱、『河洛墓刻拾零』下、北京圖書館出版社、二〇〇七年、三四四頁)

〈四〉「唐故南充郡司馬高府君夫人杜氏墓誌銘并序」(以下「杜蘭墓誌」と略稱、『唐代墓誌彙編』天寶一八四、『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷、一五八頁)

〈五〉「唐故朝散郎前太子左贊善大夫高府君墓誌銘并序」從姪朝散大夫試濮州長史岳撰(以下「高岑墓誌」と略稱、『唐代墓誌彙編』元和〇一六、『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷、二〇三頁)

〈六〉「唐故韶州長史高府君玄堂記」(以下「崇文玄堂記」と略稱、『全唐文補遺』千唐志齋新藏專輯、三秦出版社、二〇〇六年、一三四頁)

〈周譜〉は〈一〉〈二〉〈四〉〈五〉の四墓誌を使用しているものの、近年新たに出土し発見された高崇文に関する石刻資料である〈六〉と高適の從甥にあたる〈三〉高逸の墓誌は未見であるので、再度考證を加えるべきである。また、〈周譜〉を踏襲した孫欽善『高適集校注』(上海古籍出版社、二〇一四年)<sup>①</sup>、張馨心『高適研究論稿』(民族出版社、二〇一四年)では、新出の上記二墓誌を使用していない。このほか、仇鹿鳴・唐雯兩氏の「高適家世及其早年經歷釋證——以新出『高崇文玄堂記』、『高逸墓誌』爲中心」(『社會科學』、二〇一〇年第四期)は、〈三〉〈六〉墓誌を中心として高適の家系及び年譜についての考證を行なっている。本章ではこれらの先行研究を参考にして、六墓誌並びにその他の傳記資料を手掛かりに高適の家系および開元年間の事跡について考察してみたい。

## 一、高適の家系について

まず本節では、高適の家系について、新資料の「崇文玄堂記」「高逸墓誌」を含めて先行研究の〈周譜〉に倣い整理してみる。

### 1 高適の出身地

最初に高適の出身地について述べられている主な傳記資料について整理しておきたい。

李華「三賢論」(『全唐文』卷三二七)―渤海高適達夫。

『舊唐書』卷一一一、高適傳―高適者、渤海裔人也。

『新唐書』卷一四三、高適傳―高適、字達夫、滄州渤海人。

『直齋書錄解題』卷十六、別集類上、『高常侍集』十卷―唐左散騎常侍渤海高適達夫撰。

『郡齋讀書志』卷十七、別集類上、『高適集』十卷、集外文二卷、別詩一卷―右唐高適達夫也。渤海人。

『唐詩紀事』卷二十三―適、字達夫、滄州人。

『唐才子傳』卷二―適、字達夫、一字仲武、滄州人。<sup>②</sup>

『全唐文』卷三五七―適字達夫、滄州渤海人。

『全唐詩』卷二一一―高適、字達夫、渤海裔人。

高適の出身地について、『舊唐書』『全唐詩』では、渤海裔の人、『新唐書』『全唐文』では滄州渤海の人、『唐詩紀事』『唐才子傳』では滄州の人、「三賢論」では渤海の高適と記載している。滄州は『新唐書』地理志に「河北道……

滄州景城郡、上。本渤海郡……」とあるように、もとは渤海郡であることから、どの文獻でもほぼ同じ出身地を記していると言える。しかし、〈周譜〉では渤海裔人と稱するこれらの記述は、郡望を擧げているだけであり、實際の本籍地であると斷言し難いと述べている。高適の生涯の足跡を見ても滄州に住んでいた形跡はなく、また後述の親族の〈一〉〜〈六〉墓誌の埋葬地が洛陽近邊であることから、生活の據點は洛陽だったのではないかと思われる。上記の文獻が高適を渤海裔の人とする點については、高適の親族の墓誌銘を見ることによりその根拠を見いだすことができる。これに關しては後に詳しく述べる。

## 2 親族の墓誌銘

次に高適の家系に關する記述であるが、『舊唐書』高適傳に「父從文、位終韶州長史（父從文、位は韶州長史に終る）」とあるのみで、詳細は不明である。しかしながら、この記述を手がかりに唐代の墓誌銘を調べてみると、高適の家系及び親戚關係をたどることが可能である。

はじめに述べた通り、高適の家系に關して詳しい考察を加えるため、高適の親族と見られる墓誌銘を一つずつ確認してみる。なお墓誌銘本文中の□は判讀不能な字を示す。

### 〈一〉「高嬪墓誌」

夫人諱嬪、渤海裔人也。……曾祖子□、皇朝宕州別駕。祖侃、左衛大將軍。父崇文、韶州長史。……尙未笄歲、允備成人之美、故年十三、歸我朱氏。……享年不永、以開元十一年六月廿二日遘疾、終於洛陽縣界毓財里□私□、春秋卅有七。……以其年十月廿五日、葬於河南縣河陰鄉界邙山百樂塢之北原、禮也。嗣子先願・自勸・允諒等、

風枝切慕、欒棘摧心、深惟孝思、長號泣血。……

(夫人は諱は嬪、渤海裔の人なり。……曾祖子の□は、皇朝の宕州別駕。祖の侃は、左衛大將軍。父の崇文は、韶州長史。……尙ほ未だ笄せざるの歳、允に成人の美を備へ、故に年十三にして、我が朱氏に歸す。……享年永からず、開元十一年六月廿二日を以て疾に邁ひ、洛陽縣界毓財里□私□に終る、春秋卅有七なり。……其の年十月廿五日を以て、河南縣河陰鄉界邙山百樂塢の北原に葬るは、禮なり。嗣子は先願・自勸・允諒等、風枝切に慕い、欒棘心を摧き、深く孝思を惟い、長號泣血す。……)

この墓誌から、高嬪の父親とされる崇文という人物は韶州長史であり、また嬪が開元十一年(七三三)に三十七歳で亡くなっていることがわかる。『舊唐書』高適傳で父とされる從文もまた、高適の生年から開元前後の韶州長史であったと考えられるため、嬪の父崇文と高適の父從文は同一人物であり、高適の生年と嬪の生没年から、二人は姉弟であり、嬪が高適の姉にあたる可能性が考えられる。また、拓影では曾祖子の名が讀みとれないが、後掲(二)〈五〉の墓誌から嬪の曾祖父は唐代の宕州別駕であった高祐であり、祖父は左衛大將軍であった高侃であると推測できる。

〈二〉「高琛墓誌」

公諱琛、字琛、渤海裔人也。……不烈之裔、河岳降神、勳庸之家、才賢受祉、用集於曾祖宕州別駕祐。能修文行、以濟武功、是掌北門之管、且食平原之賦、用集於大父左監門・左武二衛大將軍、平原郡威公侃。承宕州之雅躅、奉威公之遺訓、不貪爲寶、尙義稱賢。既剖符於延安、遂題輿於太鹵、用集於烈考崇德。公則并州司馬府君之元子也。……飲水載懷、隨牒首路、車將發軫而遇疾、天寶八載七月十六日終於東京尙善里所、享年七十二。悲夫。以其載八月廿二日甲子窆于洛陽縣平陰原、禮也。公元夫人杜氏、杜氏卒、繼室以楊氏、亦早卽代、瑩兆殊焉。……



公有二子、遺命姪銑以相其家、爰修行能、俾余篆錄。……

(公は諱は琛、字は琛、渤海裔の人なり。……不烈の裔、河岳神を降し、勳庸の家、才賢社を受け、用て曾祖の宥州別駕祐に集まる。能く文行を修め、以て武功を濟し、是れ北門の管を掌り、且つ平原の賦を食らひ、用て大父左監門・左武二衛大將軍、平原郡威公侃に集まる。宥州の雅躅を承け、威公の遺訓に奉じ、寶と爲すを貪らず、義を尙び賢と稱せらる。既に符を延安に剖き、遂に輿を太鹵に題し、用て烈考崇徳に集まる。公は則ち并州司馬府君の元子なり。……水を飲み懷を載せ、牒に隨ひ路に首かひ、車將に軫を發せんとして疾に遇ひ、天寶八載七月十六日東京の尙善里所に終わる、享年七十二なり。悲しいかな。其の載八月廿二日甲子を以て洛陽縣平陰原に窆るは、禮なり。公の元の夫人は杜氏、杜氏卒し、室を繼ぐに楊氏を以てし、亦た早に代に即き、瑩兆殊にす。……公に二子有り、姪の銑に遺命し以て其の家を相せしめ、爰に行能を修め、余をして篆錄せしむ。……)

この墓誌から、高琛の曾祖父は祐、祖父は侃、父は并州司馬であつた崇徳である。さらに琛には二人の子供がおり、姪に銑がいることがわかる。〈一〉の嬪の曾祖父および祖父もまた祐と侃であることから、高琛は嬪と高適とのいとこにあたり、同世代の人物であると推定できる。

〈三〉「高逸墓誌」

公諱逸、字衡、渤海人也。昔太公拯商人於塗炭、成帝業於有周。允答元勛、俾侯東土。克開厥後、定霸南荆。公子倓以值國稱賢、食菜高邑、官宿其業、因爲氏焉。……王父、諱侃、皇朝左監門衛大將軍、食邑二千戶、贈左武衛大將軍、諡曰威。……大父、諱崇徳、皇朝洮勝二府都督、沁會延三州刺史、并府司馬、太子右衛率。……父、

諱琛、睢陽郡司功。……以天寶元年十一月八日、暴卒於西京平康里之客舍、春秋卅有四。嗚呼、秋亡其兄、冬喪其弟、巢傾兩鳳、穴碎雙珠。家亡千里之駒、時絕二龍之舉。旅櫬漂泊、來歸故鄉。……以其年歲次壬午十二月壬申朔廿五日景申安葬於龍門西原、禮也。……

(公は諱は逸、字は衡、渤海の人なり。昔太公商人を塗炭に拯ひ、帝業を有周に成す。允に元勳に答へ、東土に侯たらしむ。克く厥の後を開き、霸を南荆に定む。公子倓國に値ひ賢と稱せらるるを以て、菜を高邑に食み、官は其の業を宿し、因りて氏と爲す。……王父、諱は侃、皇朝左監門衛大將軍、食邑二千戸、贈左武衛大將軍、謚を威と曰ふ。……大父、諱は崇徳、皇朝洮勝二府都督、沁會延三州刺史、并府司馬、太子右衛率。……父、諱は琛、睢陽郡司功……天寶元年十一月八日を以て、暴かに西京平康里の客舍に卒し、春秋卅有四なり。嗚呼、秋に其の兄を亡ひ、冬に其の弟を喪ひ、巢は兩鳳を傾け、穴は雙珠を碎く。家は千里の駒を亡ひ、時に二龍の舉を絶つ。旅櫬漂泊し、故郷に來たり歸る。……其の年歲次壬午十二月壬申朔廿五日景申を以て龍門西原に安葬するは、禮なり。……)

高逸は、太公(呂尙)、公子倓を先祖にもち、曾祖父は唐の左監門衛大將軍であつた高侃、祖父は高崇徳、父は睢陽郡司功であつた(二)高琛であることがわかる。ここに太公(呂尙)、公子倓の名が出てくることで、この渤海の高氏は『新唐書』宰相世系に記載されている高氏の一族であることが判明する。これについては後に述べる。また、「秋に其の兄を亡ひ、冬に其の弟を喪ふ」とあることから、(二)で述べられた高琛の二子である逸とその兄は同年に亡くなつたのかもしれない。

故南充郡司馬高公曰琛之夫人杜氏、以唐開元廿二年秋七月八日遘疾、終於豫章郡之公館。何以於茲。高府君昔□於是郡也。享年五十有三。越以天寶十載十月十一日葬於洛陽北邙之原、合祔南充之舊塋、周禮□□也。夫人、諱蘭、字伯芳。周成王時、封劉累之後於杜、至漢御史大夫周、以南陽豪族、徙居茂陵、始爲京兆人也。隋冀州刺史曰嫗、曾門也。皇祕書郎曰愛、其大父也。皇刑部尙書・同中書門下平章事曰景佺、其顯考也。……夫人有子曰榮、無祿早世。榮之妻崔氏、痛先姑之既歿、悲遠日之未崇、明啓青烏之書、克諧幽壤之兆、可謂孝婦矣。……

(故南充郡司馬高公の琛と曰ふの夫人杜氏、唐の開元廿二年秋七月八日を以て疾に遘ひ、豫章郡の公館に終る。何を以て茲に於てするか。高府君昔是の郡に□すればなり。享年五十有三。越こゝに天寶十載十月十一日を以て洛陽北邙の原に葬り、南充の舊塋に合祔するは、周禮□□なり。夫人、諱は蘭、字は伯芳。周成王の時、劉累の後を杜に封じ、漢御史大夫周に至り、南陽の豪族を以て、徙りて茂陵に居り、始めて京兆の人と爲る。隋の冀州刺史の嫗と曰ふは、曾門なり。皇の祕書郎の愛と曰ふは、其の大父なり。皇の刑部尙書・同中書門下平章事の景佺と曰ふは、其の顯考なり。……夫人に子有りて榮と曰ひ、祿無く早世す。榮の妻の崔氏、先姑の既に歿するを痛み、遠日の未だ崇めざるを悲しみ、明らかに青烏の書を啓き、克く幽壤の兆に諧するは、孝婦と謂ふべし。……)

誌文から杜蘭は(二)高琛の妻であり、高琛より早く亡くなっていることがわかる。杜蘭の家系は京兆杜氏の一族であることが読み取れる。『新唐書』卷一一六に父親の景佺の傳があり、「杜景佺、冀州武邑人。」とあるので京兆は本貫であり、冀州刺史であった杜嫗の時に冀州に移ったのだと思われる<sup>④</sup>。また、高琛と杜蘭の子について(二)(三)墓誌と併せて考えると、兄が榮、逸が弟の兄弟であると判明する。

〔五〕「高岑墓誌」

府君、諱岑、字柳奴、渤海菴縣人也。……隋左散騎常侍、諱祐、公之五代祖。高祖、諱俚、皇左監門衛大將軍、遼東・隴右兩道持節大總管、平原郡開國公、食邑二千戶、贈左武衛大將軍、諡曰威公、恩禮加也。曾祖、諱崇禮、皇雲麾將軍行左衛率府中郎將。祖、諱元琮、皇遂州司戶參軍。……府君則司戶公之元子也。……豈期穹蒼昧鑿、不祿于陝府陝縣之私第、春秋六十有三。嗚呼、才屈壽命也。去貞元十四年閏五月五日、扶護洛陽縣平陰鄉王趙村邨山之陽、權禮也。夫人弘農尙氏、……貞元十八年九月十三日、寢疾棄背、享年七十有六。……元和二年八月十七日歸葬于先府君之舊塋也。……長嗣邠寧節度押衙・兼右隨四廂兵馬使、知邠州留後兵馬事、銀青光祿大夫、檢校太子賓客・兼監察御史幼成、虔奉王事、底寧藩維、職綰京西、疚心東洛、血淚成疾、喪禮有加。……

（府君、諱は岑、字は柳奴、渤海菴縣の人なり。……隋の左散騎常侍、諱は祐、公の五代の祖なり。高祖、諱は俚、皇の左監門衛大將軍、遼東・隴右兩道持節大總管、平原郡開國公、食邑二千戶、贈左武衛大將軍、諡を威公と曰ひ、恩禮加はるなり。曾祖、諱は崇禮、皇の雲麾將軍行左衛率府中郎將。祖、諱は元琮、皇遂州司戶參軍。……府君則ち司戶公の元子なり。……豈に穹蒼の昧鑿を期せんや、陝府陝縣の私第に祿せず、春秋六十有三。嗚呼、才は壽命に屈するなり。去る貞元十四年閏五月五日、洛陽縣平陰鄉王趙村邨山の陽に扶護するは、權禮なり。夫人弘農の尙氏、……貞元十八年九月十三日、疾に寢ね棄背し、享年七十有六なり。……元和二年八月十七日先府君の舊塋に歸葬するなり。……長嗣の邠寧節度押衙・兼右隨四廂兵馬使、知邠州留後兵馬事、銀青光祿大夫、檢校太子賓客・兼監察御史の幼成、虔んで王事に奉じ、藩維を底寧せしめ、職は京西を綰べ、東洛に疚心し、血淚疾を成し、喪禮加はる有り。……）

この墓誌は、高岑の家系について、高岑から五代遡ると高祐がおり、次に高俚、崇禮、元琮、と續き、「府君則ち司

戸公の元子なり。」とあるように遂州司戸參軍であった元琮の長男として高岑に繋がるとしている。しかし、元琮の子が高岑であれば、高岑の五代の祖が高祐であることと矛盾が生じる。前掲の仇鹿鳴・唐雯兩氏の論文では、「司戸公元子」は「孫子」の誤字であるとし、本章でも一旦この説に従うことにする。高岑の家族については妻に尙氏、長男に幼成がいたことがわかる。また、この墓誌の撰者は岑の從姪の高岳である。

〈六〉「崇文玄堂記」

君、諱崇文、字崇文、渤海裔人也。春秋六十七、以開元七年五月十一日終於廣陵私第。以開元八年歲次庚申六月壬午朔廿五日景午、遷窆於河南府洛陽縣平陰里積潤村北原、禮也。夫人渤海吳氏、合葬塋。

（君、諱は崇文、字は崇文、渤海裔の人なり。春秋六十七、開元七年五月十一日を以て廣陵の私第に終る。開元八年歲次庚申六月壬午朔廿五日景午を以て、河南府洛陽縣平陰里積潤村北原に遷窆するは、禮なり。夫人は渤海の吳氏、合して塋に葬す。）

最後に〈六〉「崇文玄堂記」を確認する。高崇文は開元七年五月十一日に廣陵（淮南道揚州）で亡くなり、その翌年に洛陽で改葬されていることがわかる。ここで、〈一〉と〈六〉の高崇文について考察すると、両者はどちらも開元年間に存命であること、官職はかつて韶州長史であったこと、出身は渤海裔の人と共通点が多く、また墓誌銘の沒年から高崇文と高嬪の年齢差は三十四歳、親子として十分に成立する年齢であるため、この高崇文は高嬪の父である崇文と同一人物であると推定できる。

これらの墓誌銘の記述から、高適の一族の出自について、齊太公望を祖とした渤海高氏の家柄ということになる。

渤海高氏については『新唐書』宰相世系に「高氏出自姜姓、齊太公六世孫文公赤、生公子高、孫傒、爲齊上卿、與管仲合諸侯有功、桓公命傒以王父字爲氏、食采於廬、諡曰敬仲、世爲上卿。敬仲生莊子虎、虎生傾子、傾子生宣子固、固生厚、厚生子麗、子麗生止、奔燕。十世孫暈、爲宋司城、後入楚。十世孫洪、後漢渤海太守、因居渤海菑縣（高氏は姜姓より出で、齊太公の六世孫の文公赤、公子高を生み、孫傒、齊の上卿と爲り、管仲と諸侯を合はせて功有り、桓公傒に命じて王父の字を以て氏と爲さしめ、采を廬に食み、諡を敬仲と曰ひ、世上卿と爲る。敬仲は莊子虎を生み、虎は傾子を生み、傾子は宣子固を生み、固は厚を生み、厚は子麗を生み、子麗は止を生み、燕に奔る。十世の孫の暈、宋の司城と爲り、後に楚に入る。十世の孫の洪、後漢の渤海太守たり、因りて渤海菑縣に居る。」と述べられ、高適の一族は姜姓の高氏と同一の家系ということになるが、『新唐書』の記載は根據に乏しく、ここでは記載の事實に觸れるに止める。また、高一族の本籍は渤海菑縣であるが、六墓誌の埋葬地はどこも洛陽縣もしくは河南縣であることから、實際の生活の據點は洛陽にあつたと考えるべきである。

本節で取り上げた墓誌の他に、高適の詩と新舊『唐書』高固傳からも高適の親族に関する情報が得られる。高適の作品に「宋中送族姪式顔」「別從甥萬盈」詩の二首があり、墓誌に記載されている親族の他に族姪の高式顔、從甥の高萬盈が存在することがわかる。また「酬祕書弟兼寄幕下諸公」詩にも族弟の存在が確認できるが、詳細については不明である。さらに『舊唐書』高固傳に「高固、高祖偁、永徽中、爲北庭安撫使、有生擒車鼻可汗之功、官至安東都護、事具前錄。……少隨城從戎於朔方、德宗幸奉天、固猶在城麾下。是時、賊兵已突入東壅門、固引甲士亂揮長刀、連斫數賊、拽車塞闔、一以當百、賊乃退去。衆咸壯之。以功封渤海郡王（高固、高祖は偁、永徽中、北庭安撫使と爲り、車鼻可汗を生擒するの功有り、官は安東都護に至り、事は前録に具さなり。……少くして城に隨ひ朔方に從戎し、德宗奉天に幸し、固猶ほ城の麾下に在り。是の時、賊兵已に東壅門に突入し、固甲士を引きて長刀を亂揮し、數賊を連斫し、車を拽きて闔を塞ぎ、一以て百

に当たり、賊乃ち退去す。衆咸く之を壯とす。功を以て渤海郡王に封ぜらる。」<sup>⑤</sup>とあり、高固は武官として功績があった人物であり、高侃―高某―高某―高某―高固となる高適の親族であることが判明する。

以下、前掲の六墓誌文及び高適詩などその他の資料に記載されている人物を箇條書きにまとめ、高適との関係を併記した。【】内は高適からみた関係を示す。

【曾祖父】高祐

生没年不詳。隋末唐初の左散騎常侍、宕州別駕。

【祖父】高侃

生没年不詳。官職は左監門衛大將軍（正三品）、安東都護（正三品）。父は高祐、子は崇徳・崇禮・崇文。

【父】高崇文

永徽五年（六五四）生、開元八年（七二〇）卒、享年六十七。官職は韶州長史（正六品上）。妻は吳氏。子は高嬪・高適。

【姊】高嬪

垂拱三年（六八七）生、開元十一年（七三三）卒、享年三十七。朱守臣に嫁ぎ、父は高崇文、弟は高適。

【おじ】高崇徳

生没年不詳。官職は皇朝洮勝二府都督（從三品）、沁會延三州刺史（正四品下）、并府司馬（從五品下）、太子右衛率府（正四品上）。子は高琛。

【おじ】高崇禮

生没年不詳。官職は雲麾將軍（從三品上）行左衛府中郎將（正四品下）。子は高元琮。

【從兄弟】高琛

儀鳳三年（六七八）生、天寶八載（七四九）卒、享年七十二。睢陽郡（宋州）司功參軍（從七品下）、南充郡（果州）司馬（正六品下）。父は高崇德、妻は杜蘭・楊氏、子は高榮・高逸、姪は高銑。

【從兄弟】高元琮

生没年不詳。官職は遂州司戸參軍（正八品下）。父は高崇禮。

【從甥】高榮

生年不詳、天寶元年（七四二）卒か。父は高琛、妻は崔氏。

【從甥】高逸

景龍三年（七〇九）生、天寶元年（七四二）卒、享年三十四。國子監學生。父は高琛。

【從甥孫】高岑

開元二十四年（七三六）生、貞元十四年（七九八）卒、享年六十三。朝散郎（從七品上）前太子左贊善大夫（正五品上）。妻は尙氏、長男は幼成。

【從甥孫】高固

生年不詳、元和四年（八〇九）七月卒。官職は檢校左僕射、右羽林統軍。高偁の玄孫。

【從甥曾孫】高岳

生没年不詳。官職は朝散大夫（從五品下）試濮州長史（從五品上）。高岑の從姪。

【從甥曾孫】高幼成

生没年不詳。官職は邠寧節度押衙、右隨四廂兵馬使、邠州留後兵馬事、檢校太子賓客、監察御史（正八品上）。父



は高岑。

【族姪】高式顔

生没年不詳。高適の「宋中送族姪式顔時張大夫貶括州使人召式顔遂有此作」又送族姪式顔詩に名前がみられる。詩題に「時に張大夫括州に貶せられ、人をして式顔を召さしめ、遂に此の作有り」とあり、この詩が作られた開元二十七年（七三九）ごろ、高式顔は張守珪（張大夫）の幕府にいたようである。また杜甫に乾元元年（七五八）の作である「贈高式顔」詩があり、杜甫とも交流があった。

【從甥】高萬盈

生没年不詳。高適の「別從甥萬盈」詩に名前が見られる。この詩は天寶十二載（七五三）に作られ、詩中に「諸生曰萬盈、四十乃知名（諸生を萬盈と曰い、四十にして乃ち名を知らる）」とあることから、高適との年齢差は十四歳前後である。<sup>⑦</sup>

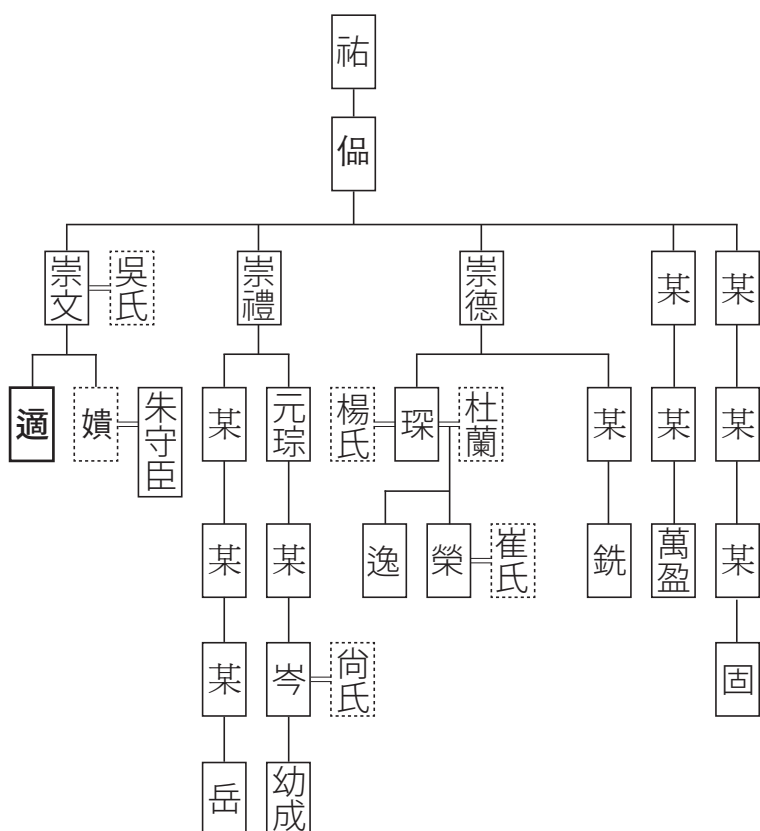
【族弟】不明<sup>⑧</sup>

生没年不詳。高適の天寶九載（七五〇）作「酬祕書弟兼寄幕下諸公」詩序に「族弟祕書、雁序之白眉者、風塵一別、俱東西南北之人、愴然相逢、適與願契（族弟祕書、雁序の白眉なる者、風塵一別し、俱に東西南北の人、愴然として相逢ひ、適與に契を願ふ）」とある。この詩は高適の族弟と安祿山の幕府の諸侯に贈られた詩であり、族弟は安祿山の幕府に入っていたものと思われる。

最後に、高適の排行は三十五であることから、一族の同世代の男子が高適を含め少なくとも三十五人はおり、本章で列挙した人物のほかさらに三十二人の男子がいたことになり、高一族の大きさが窺える。

これらの情報から高適一族の家系圖を作ると次頁に載せる圖の通りになる。

## 高適一族の家系圖



凡例・俚の子孫の長幼の序は假定のものである。  
 ・破線は女性を示し、二重線は婚姻關係を示す。

高適の親族について存在が確認される者を列挙してみたが、ここで注目すべき人物は左監門衛大將軍、安東都護にまで登った高俚である。また、おじである高崇禮も武官の雲麾將軍行左衛府中郎將であり、『舊唐書』に傳が立てられている高固も武官であり、高適の一族は高俚の武將の家系を繼いでいるとも考えられる。このような家系が高適の豪強な氣質を育んだというのは兼ねてから指摘されており、筆者もそれに同意する。

### 3 高俚に関する傳記

高適の家系について確認したところで、高適の祖父にあたる高俚に注目してみたい。

高俚は渤海裔の人、その父親は高祐であることは既に挙げた墓誌銘にある通りである。彼は唐の高麗出征の際に功績をあげた將軍であり、『通鑑』や『新唐書』などの資料に記載が見られる。そこで本項では時系列に沿って彼の功績を辿ってみたい。高俚についての研究は、岑仲勉『唐史餘藩』（中華書局、一九六〇年）「補高俚傳」に詳しいが、ここでは確認の

意味も込めて今一度高侃に關する事跡を歴史書の記載を中心にとめてみたい。「補高侃傳」では高侃の子孫について列擧しているにも關わらず、高適の家系には一切觸れられていないので、それに補足を加える。以下は『通鑑』貞觀二十三年の唐太宗の突厥征伐から始まる、高侃の主な事跡である。

貞觀二十三年（六四九）、突厥の車鼻可汗は息子の車鉢羅を唐に入貢させようとしたため、太宗は使いをやつて徵用しようとしたが車鉢羅は至らなかつた。太宗は大いに怒り、右驍衛中郎將である高侃に命じ、回紇や僕骨らの兵を率いて、突厥を襲撃させた。<sup>⑨</sup>翌年、高宗永徽元年（六五〇）六月、高侃の軍は阿息山に至り、車鼻は唐の軍隊がやつてきたのを聞いて兵を出そうとしたけれども皆應じなかつたため、愛妾と數百騎を連れて逃げた。高侃は金山まで追ひ、これを捕らえて、都へ送つた。<sup>⑩</sup>その後高侃は北庭安撫使となり、續いて榮州都督となつた。

乾封元年（六六六）六月に、高麗の淵男建と淵男産が互いに憎み合つていたために、兄である淵男生が、子の獻誠を唐に派遣して助けを求め、唐朝は榮州都督であつた高侃を行軍總管として、高侃は右驍衛大將軍の苾何力らと共に高麗を平定した。<sup>⑪</sup>

乾封三年（六六八）二月、遼東道行軍大總管の李勣らが扶餘城を占領し、高侃及び龐同善らがしんがりとなり、新城を守つた。高麗の淵男建が兵を送り新城を取り返そうとして龐同善に夜襲をかけたが、左武衛將軍の薛仁貴が援軍を率いてこれを破り、高侃らは軍を移して金山に至つたものの、賊に破れた。<sup>⑫</sup>當時侍御史であつた賈言忠が命を受けて兵糧を支給しに遼東へ行き、都に歸つたのちに高宗に諸將軍の優劣を尋ねられた際、高侃について「儉素自處、忠果有謀（儉素にして自ら處り、忠果にして謀有り）。」と答えた。<sup>⑬</sup>

咸亨元年（六七〇）三月、高麗の酋長である鉗牟岑が兵を率いて反亂を起こし、前王の高藏の外孫である安舜を立てて王としたため、左監門大將軍の高侃を東州道行軍總管に任命し、これを討伐させた。安舜は鉗牟岑を殺して新羅に

逃げ、楊昉と高侃は安東都護府を奪取して、平壤城から遼東州へ移った<sup>⑭</sup>。二年（六七二）七月乙未朔、高侃は高麗の殘軍を安市城で破り、三年（六七二）十二月、再び高麗の殘軍と白水山で戦い、大勝した。その時新羅は將軍を派遣して高麗を助けようと唐軍に敵対したが、高侃と副將である李謹行らが兵を率いてこれを迎撃し、二千人を捕虜とした<sup>⑮</sup>。

最終的に高侃の官職は安東都護にまで至った。またかつては隴右道持節大總管などに任じられ、食邑二千戸であった。卒年は不明である。左武衛大將軍を追贈され、威と諡され、乾陵<sup>⑯</sup>に陪葬された<sup>⑰</sup>。

以上が高侃の主な事跡についてであるが、ここで注目したい點は、高侃は乾陵に陪葬されるほどの功績をあげた人物だということである。乾陵は唐の高宗と則天武后の陵墓であり、現在の陝西省梁山にある。さらに、『唐會要』（上海古籍出版社、一九九一年）卷二十一、陪陵名位に「其有父祖陪陵、子孫欲來從葬者、亦宜聽許（其れ父祖の陪陵せられ、子孫來たりて從葬せんと欲する者有れば、亦た宜しく聽き許すべし）」とある。孫までは從葬を許されるはずであるが、孫の高適の世代までの人物で乾陵に從葬されたものはいない。多くの親族が洛陽で埋葬されているが、一族の誰も乾陵に從葬されていない理由は不明である。加えて、高適の一族を見ても高侃ほどの官位に登った人物はいないにも関わらず、新舊『唐書』の高適傳には高侃の名前が見えず、前掲の『舊唐書』高固傳に名が見られるのみである。高適の作品中でも高侃について觸れたものはないため、それが從葬されていないことと何か関係があるのかもしれないが、不明である。しかしながら、のちに國境付近での情景や、異民族たちの優れた描寫で邊塞詩人として名を残す高適の源流が、異民族討伐において名を擧げた高侃から垣間みられるのは實に興味深いことである。

## 二、高適の開元年間の事跡

前節で高適の家系について確認した上で、本章では高適の前半期の事跡について考察を加えたい。高適の年譜研究に関しては、前掲の〈周譜〉や劉開揚『高適詩集編年箋注』（中華書局、一九八一年）「高適年譜」（以下〈劉譜〉と略稱）、孫欽善『高適集校注』『高適年譜』（以下〈孫譜〉と略稱）などがある。これらの先行研究において、不確定な点が多いことから、高適の仕官以前の行動、特に開元前期の上京時期についてはもっとも意見が分かれる。そこで本節は、それらの先行研究の成果に近年発見された「崇文玄堂記」の情報を加えて、高適の前半期の事跡に關して考察を行いたい。

## 1 先行研究における高適の生年

高適の父親の「崇文玄堂記」によると、崇文は開元七年（七一九）五月十一日に廣陵の私第で亡くなり翌年開元八年（七二〇）六月一日から二十五日に河南府洛陽縣平陰里積潤村北原で改葬が行われている。このとき高適はどこで何をしていたのだろうか。

はじめに前提となる高適の生涯について觸れておく。高適の若年期の足取りについては確かな證據がなく不明な点が多いが、十代の頃は父親の閩中<sup>⑧</sup>や韶州への赴任に従っていたと考えられる。作品や關連資料から明らかである高適の足跡を挙げると、二十歳の時に初めて長安に遊ぶも思った結果が得られず、その後、梁・宋の地にしばらくの間寄住する。開元二十年（七三二）ごろ燕趙に北遊し、開元二十三年（七三五）になると南に戻り長安で試験を受けるも落第。また宋に戻り、しばらくの間宋の地を活動の據點とする。天寶八載（七四九）に長安で有道科に擧げられ、封丘縣尉の官を賜る。高適が封丘縣尉となって以降の事跡は新舊『唐書』本傳などに記載されている通りであるが、官職を得るまでの高適の行動については意見が分かれ、父崇文が亡くなった開元七年前後についても例外ではない。そこでその時期の高適の行動を検證するにあたり、主な先行研究の年譜を比較してみると、以下のようになる。

	〈周譜〉	周勳初高適年譜	〈劉譜〉	劉開揚高適年譜	〈孫譜〉	孫欽善高適年譜
聖曆三年（七〇〇）	一歳	誕生				
長安元年（七〇一）					一歳	誕生
長安四年（七〇四）			一歳	誕生		
開元七年（七一九）	二十歳	初めて長安に遊ぶ				
開元八年（七二〇）	二十一歳	長安に滞在			二十歳	長安に西遊するも、意を得ず歸り、梁宋に客遊し、宋城に定住する
開元九年（七二一）	二十二歳	長安から宋州に歸る				
開元十年（七二二）						
開元十一年（七二三）			二十歳	長安に滞在する		
開元十二年（七二四）			二十一歳	梁宋に寓居する		

これらの年譜の共通の根拠となるのが、高適の「別韋參軍」詩「二十解書劍、西遊長安城（二十にして書劍を解し、西のかた長安城に遊ぶ）」の二句である。高適の作品の中で自らの足跡について語るこの二句は、若年期の足取りを辿ることのできる重要な手がかりである。上記の三年譜は全て「二十歳の時に長安に滞在した」ことを事實であるとし、年譜に組み込んでいる。それぞれの年譜において違いを生み出しているのは高適の生年である。高適の生年を推定した根拠として、〈周譜〉は李頎の天寶八載（七四九）作「贈別高三十五」詩（『全唐詩』卷一三三、中華書局、一九六〇年）の「五十無產業（五十にして産業無し）」の句を根拠とし、<sup>19</sup>高適は天寶八載（七四九）に五十歳であったとして、生年を聖曆三年（七〇〇）としている。〈劉譜〉は天寶八載（七四九）の作「留別鄭三章九兼洛下諸公」詩の「年過四十尙躬耕（年

四十を過ぐるも尙ほ躬耕」、「此時亦得辭漁樵（此の時亦た漁樵を辭すを得）」の二句及び李頎「贈別高三十五」詩の「五十無産業」の句から、有道科に擧げられた天寶八載（七四九）に四十代後半であったとし、また杜甫（七一二〜七七〇）五十七歳の時の作「王竟攜酒高亦同過、共用寒字（王竟に酒を攜へ高も亦た同に過る、共に寒の字を用ふ）」の原注に「高每云、汝年幾小、且不必小于我。故此句戲之（高毎に云く、汝が年幾くか小ならん、且つは必ずしも我より小ならざらん、と。故に此の句もて之に戲る）」とあることから、杜甫との年齢差を考えて、高適が天寶八載（七四九）時に四十六歳であったとし、生年を七〇四年としている。（孫譜）は「淇上酬薛三據兼寄郭少府微」詩の「自從別京華、我心乃蕭索。十年守章句、萬事空寥落。北上登薊門、茫茫見沙漠（京華に別れてより、我が心乃ち蕭索たり。十年章句を守り、萬事空しく寥落たり。北上して薊門に登り、茫茫として沙漠を見る）」の句から、二十歳で長安に遊んでから十年前後で薊北へ赴いたとし、さらに具體的な記述として「途中酬李少府贈別之作」詩に「余亦愜所從、漁樵十二年（余亦た從ふ所に愜し、漁樵すること十二年）」とあり、この十二年間は二十歳の長安滞在から薊北に向かうまでの間に梁宋で客居していた期間に相當し、官職を得る天寶八載（七四九）から逆算すれば、高適は長安元年（七〇一）の生まれであるとしている。

以上のことをまとめると、詩中の句の數詞を實數・概數とするかの違いにより、先行研究における高適の生年の違いが生じている。しかしながらこれらの年譜では「崇文玄堂記」を資料として使用していないため、本章では「崇文玄堂記」の記述から高適の生年を考察してみる。

## 2 父親の卒年と初次の長安滞在の時期

まず論點としたいのは高適がいつ初めて長安に滞在したかである。崇文の卒年を基準に考えると、（周譜）（孫譜）では、崇文が亡くなる前後に長安に滞在し、（劉譜）ではその四年後に長安へ向かうことになる。この長安滞在時につ

いて、高適は次の(1)(2)詩中に言及している。

(1)憶昔遊京華 自言生羽翼 憶ふ昔 京華に遊び 自ら言ふ 羽翼生ゆと

懷書訪知己 末路空相識 書を懷きて知己を訪ぬるも 末路に相識空し

許國不成名 還家有慙色 國に許すも名を成さず 家に還りて慙色有り

(「酬龐十兵曹(龐十兵曹に酬ゆ)」詩、第一句(第六句)

(2)二十解書劍 西遊長安城 二十にして書劍を解し 西のかた長安城に遊ぶ

舉頭望君門 屈指取公卿 頭を擧げて君門を望み 指を屈して公卿を取らんとす

國風沖融邁三五 朝廷歡樂彌寰宇 國風の沖融 三五を邁<sup>す</sup>ぎ 朝廷の歡樂に寰宇に彌る

白璧皆言賜近臣 布衣不得干明主 白璧皆な言ふ近臣に賜ふと 布衣明主に干むるを得ず

歸來洛陽無負郭 東過梁宋非吾土 洛陽に歸り來たるも負郭無く 東のかた梁宋に過るも吾が土に非ず

(「別韋參軍(韋參軍に別る)」詩、第一句(第十句)

注目したいのは(1)の「自言生羽翼」や(2)の「舉頭望君門、屈指取公卿」の句からも明らかのように、近いうちに公卿の位を手に入れると意氣込む希望に溢れた高適の姿である。加えて(1)三句目に「懷書訪知己」ともあることから、行卷を攜えて知人に引立てを願いに長安に赴いたことも想像できる。また、先にも述べたように高適の一族は規模が大きいようであるから、長安に官僚となつてゐる親族がおり、そのついで職を探すつもりであったのかもしれない。しかしながら結果は芳しくなかつたようで、「許國不成名、還家有慙色」「白璧皆言賜近臣、布衣不得干明主」とある



ように意を得ないまま長安を去ることになった。

ここで長安西遊と父親の死期との前後関係を考えてみる。墓誌銘から読み取れる事実として、崇文は開元七年（七一九）五月に亡くなっており、翌年に葬儀が行なわれている。高適が父の臨終に立ち會ったかどうかは定かではないが、開元八年の葬儀を營んだに違いない。そして『通典』（中華書局、一九八八年）卷一三四、凶禮一の「斬縗三年正服」の條に「子爲父」とあり、「總論制度」の條に「二十七月禫祭、玄冠皁纓、仍布深衣、革帶吉屨。婦人緇總、衣屨如男子。踰月、復平常（二十七月にして禫祭、玄冠皁纓し、仍ほ布の深衣にして、革帶吉屨す。婦人は緇總にして、衣屨は男子の如し。月を踰えて、平常に復す。）」の記述から、子である高適は斬縗三年の喪に服することになり、正確には二十七月後の禫祭の儀式を経て喪が除かれる開元九年（七二二）八月<sup>22</sup>までは仕官に關係するような行動はとっていないと考えられる。しかしながらこのような服喪期間が取られていたとしても、どの年譜も成立することになるが、長安滞在時の高適の態度と照らし合わせると、父の葬儀の前に長安に滞在していなければ不自然である。先述の通り、後年高適は希望に溢れた初めての長安滞在を思い返しており、もし假に父親の死後、長安に滞在したとすれば、翼が生えたようなどという高揚した心持ちになるだろうか。また、(2)九句目に「歸來洛陽無負郭」と言っており、この句は長安に行った後に洛陽に歸ろうとしたけれども生計を立てる土地がない、と解釋できる。つまり洛陽近郊の田地がなくなっていることを言い、これは父親の死後に洛陽に歸った時の様子を描寫し、その後梁宋の地へ向かったのではないか。以上のことから、高適は父が亡くなる前に長安へ赴き、その後洛陽に歸った時にはすでに父は亡くなっていた可能性が考えられる。

ではこの可能性について、他の面からも父が没した開元七年（七一九）五月より以前に長安にいたことを證明するために高適の事跡についての詩を見てみる。

まず、高適の行動の時期がはっきりとわかる資料として、高適の「信安王幕府」詩の序がある。序文では「開元二十年、國家有事林胡、詔禮部尙書信安王總戎大舉。時考功郎中王公、司勳郎中劉公、主客郎中魏公、侍御史李公、監察御史崔公咸在幕府、詩以頌美數公、見於詞、凡三十韻（開元二十年、國家林胡に事有り、禮部尙書信安王に詔して戎を總べて大舉せしむ。時に考功郎中王公、司勳郎中劉公、主客郎中魏公、侍御史李公、監察御史崔公咸く幕府に在り、詩以て數公を頌美し、詞に見はす、凡そ三十韻）。」と述べ、この序文の「林胡」とは奚や契丹を指し、開元二十年（七三二）に信安王李禕の幕府が契丹を討つたことを言っている。この戦役は『舊唐書』玄宗紀上に「二十年春正月乙卯、以禮部尙書信安王禕率兵討契丹。……三月、信安王禕與幽州長史趙含章大破奚・契丹於幽州之北山。……夏四月……戊辰、信安王獻奚・契丹之俘、上御應天門受之（二十年春正月乙卯、禮部尙書信安王禕を以て兵を率ゐて契丹を討たしむ。……三月、信安王禕幽州長史趙含章と奚・契丹を幽州の北山に大破す。……夏四月……戊辰、信安王奚・契丹の俘を獻じ、上應天門に御し之を受く。）」とあり、史實と合致する。高適はこの「信安王幕府」詩を幕僚の五公に獻じていることから、開元二十年に幽州にいたこととは間違いない。

他にも、「酬祕書弟兼幕下諸公（祕書弟に酬い兼ねて幕下の諸公に寄す）」詩の序に、「乙亥歲、適徵詣長安、時侍御楊公任通事舍人。詩書起予、蓋終日矣（乙亥の歲、適徵せられて長安に詣り、時に侍御の楊公通事舍人に任せらる。詩書予を起し、蓋し終日ならん。）」とある。乙亥の歲、つまり開元二十三年（七三五）に高適は試験を受けるために長安に赴いたことがわかる。

次に時期ははっきりしないものの、年数が含まれる詩に以下の三首がある。

(3) 迢遞千里遊 羈離十年別 迢遞千里の遊 羈離十年の別

才華仰清興 功業嗟芳節 才華清興を仰ぎ 功業芳節を嗟く

〔「薊門」不遇王之渙郭密之因以留贈（薊門にて王之渙・郭密之に遇わず、因りて以て留贈す）〕詩、第五句（第八句）

(4) 余亦愜所從 漁樵十二年 余亦た從ふ所に愜し 漁樵すること十二年

種瓜漆園裏 鑿井廬門邊 瓜を種う漆園の裏 井を鑿つ廬門の邊

〔「途中酬李少府贈別之作（途中李少府の贈別の作に酬ゆ）〕詩、第三十三句（第三十六句）

(5) 自從別京華 我心乃蕭索 京華に別れてより 我が心乃ち蕭索たり

十年守章句 萬事空寥落 十年章句を守り 萬事空しく寥落たり

北上登薊門 茫茫見沙漠 北上して薊門に登り 茫茫として沙漠を見る

〔「淇上酬薛三據兼寄郭少府微（淇上にて薛三據に酬い兼ねて郭少府微に寄す）〕詩、第一句（第六句）

これらの詩は（孫譜）でも繫年の根據とされている詩であり、全て長安を離れてから薊北に到るまでの期間について關係のあるものである。(3)は薊北滞在時に作られ、その地では王之渙と郭密之に會えなかつたようだが、引用の二句目に「羈離十年の別」とあり、十年前に二人と會つた経験があるようである。それでは、「十年前」というのは具體的にいつのことを指すのだろうか。高適は開元二十年前後と天寶九載前後の二度薊北に滞在したことがあるため、詩題の「薊門」の語からだけではいつの滞在であるか判断できない。王之渙の墓誌銘「唐故文安郡文安縣尉太原王府君墓志銘竝序」（『唐代墓誌彙編』天寶〇二八、李希泌編『曲石精廬藏唐墓誌』、齊魯書社、一九八六年）によると、「以天寶元年二月十四日遘疾、終於官舍、春秋五十有五（天寶元年二月十四日を以て疾に遘ひ、官舍に終る、春秋五十有五）。」とあり、王之渙の卒年は天寶元年（七四二）となるため、第二次薊北滞在（天寶九載前後）であれば、王之渙がすでに亡くなって

いるため第二次であることは不可能である。そのため(3)は開元二十年前後の第一次薊北滞在時に制作されたと断定でき、さらに「羈離」の句からこの十年は故郷ではなく他郷で過ごしていたことがわかり、この句は長安を離れた後の梁宋の地で客居していた時期のことを指していると解せよう。王之渙と郭密之とは十年前にどこで出會ったかは確定し難いが、長安で出會ったとするのが妥当と思われる。すると開元二十年前後から逆算して、開元十年前後に長安に滞在していたことになるが、この「十」という数字は實數ではなく概數とも考えられる。

次の(4)詩を見てみよう。引用の二句目に「漁樵十二年」とはつきりとした年數が示されており、これは實數とみなして良いだろう。「漁樵」、つまり世間から離れて生活していたのが十二年間というのである。このことが成立するのは高適の事跡の中で二十歳の長安滞在から開元二十年の薊北滞在までの期間だけであり、(孫譜)と同じように開元二十年から逆算すると長安に滞在していたのは開元八年ということになる。最後に、(5)の大意として、都を離れ、十年間經學を學び、その後薊北へ赴いたということである。こうした經歷が成立するのはやはり二十歳の長安西遊から開元二十年の薊北滞在までであり、(3)と同じように初めての長安滞在は開元十年前後ということになる。以上のことをまとめると、(4)と(5)では長安に滞在した時期に違いができる。しかしながら(3)(5)詩における「十年」はあくまで十年前後、というような意味合いであり、そのように解釋すると長安に滞在したのが開元八年であつても二、三年の違いがあるだけであり、問題がない。

ここで論點を高適の開元年間の事跡と崇文の卒年との關係に戻す。(4)を根據に長安滞了在を假に開元八年と設定すると、開元七年からの服喪期間のために上京は不可である。とすると、開元七年には長安に滞在していなければならぬ。だとすればもつとも妥當だと考えられるのは開元七年に父が没する前に長安へ赴き、その長安滞在中に父の訃報を聞いて洛陽へ歸り、開元八年に洛陽で葬儀を終えてその後梁宋へ赴くということであろう。もちろん開元九年の

釋服の後に長安に向かった可能性もあるが、高適の意氣揚々とした様子、また長安に行ったのち洛陽に一度立ち寄ったような描寫からもこの可能性は低い。

では高適の長安滞在は開元七年であったとして論を進めることにすると、高適は聖曆三年（七〇〇）に誕生し、第一次薊北滞在は開元十九年から開元二十三年までの期間であることが確定できる。生年に關しては二〇歳の時に長安に赴いたという記述に基づいたものであるので、多少誤差を生じる可能性があるが、生年は早くて七〇〇年、遅くとも七〇二年の間に収まると考える。以上の考證を通して、次に示す略年譜の通り、開元二十三年までの高適の事跡を定めることができる。

### 高適開元年間略年譜

聖曆三年／久視元年（七〇〇） 誕生

開元七年 　　（七一九）五月 　　父崇文死去

開元八年 　　（七二〇）六月 　　長安滞在時に父親の訃報を知り、洛陽へ歸る

開元八年 　　（七二〇）六月 　　父崇文の遷窆（本葬）を行なう

開元九年 　　（七二一）八月 　　喪が明ける

開元十九年 　（七三一） 　　この間梁宋の地で客居

開元十九年 　（七三一） 　　薊北へ向かう

開元二十三年 　（七三五） 　　この間薊北の地で客居

開元二十三年 　（七三五） 　　薊北で推薦を受けて長安へ試験を受けにゆく

## おわりに

本章では高適の家系と開元年間の事跡について、一族の墓誌銘をもとにして考證を行なった。ここで再度高適の一族を通覽してみると、武官として高位に登った高俤や高崇禮を除けば、文官の親族はほぼ低い官位にとどまっていることが見て取れる。さらに高適は、聖曆三年（七〇〇）に誕生し、父崇文が四十六歳の高齡になってからの子であることもあり、二十歳の若さで父親を亡くしている。高適が五十歳になるまで官職を授かることができずに苦勞し續けたのには、二十代で服喪しなければならなかったり、高適の求官活動に対して力となれる親族がいなかったりしたことなどの要因が考えられる。また、父の葬儀の時期との前後関係から開元年間の高適の事跡について考證したことにより、従来考えられてきた年譜に、さらに詳細な事跡を加えることができた。

年譜にも載せたように高適は開元年間に十二年もの間梁宋の地で客居することになるが、父を亡くしたことが大いに關係しているはずである。この客居期間中、高適は制科受験のために様々な人物と交際しており、さらには薊北の地まで赴いて任官のための足がかりをつかもうと行動している。『河嶽英靈集』に「恥預常科（常科に預るを恥とす）」とあるように、高適は通常の科擧を受験することを好まなかったとされるが、常擧に比べて任官までの期間が短い制科を受験したことは、彼には當時後ろ盾となる有力な親族もおらず、父親も若くして亡くした状況に置かれた中、仕官を急ぐ高適にとって、必然的な選擇であろう。

こうした高適の家系の状況や、開元年間の事跡は高適の生涯の行動に大きな影響を與えており、詩作にも變化をもたらしているに違いない。高適の代名詞である邊塞詩が制作された背景を理解する上で、このような事跡を考慮する

ことは必要不可欠である。

注

- ① 仇鹿鳴・唐雯兩氏の論文でも指摘されているが、『高適集校注』では他に「高誠墓誌」（『唐代墓誌彙編』「唐故高府君墓誌銘并序」大和〇二九）を使用しており、『唐代墓誌彙編』に「公諱誠、渤海人也。祖策、父詠」とする「策」を「榮」とし、高琛の息子のひとりである高榮と解しているが、誤りである。
- ② 『唐才子傳』が「一字仲武」としているのは、『中興間氣集』を編纂した高仲武と混同した誤りである。高仲武もまた渤海の人であり、故に混同されたのだろう。これについては先行研究及びその他の注釋書の中でも指摘されている。
- ③ 『唐代墓誌彙編』は「隋」を「隨」に作るが、改めた。
- ④ 『羅振玉學術論著集』第十集（上海古籍出版社、二〇一〇年）『丁戊稿』「高君夫人杜氏墓誌跋」に既に指摘されている。
- ⑤ 高固については、『新唐書』に『舊唐書』と同様の傳があり、また白居易「與高固詔」（四部叢刊本『白氏文集』卷四十）に名前が見られる。
- ⑥ 天寶十五載（七五六）または大曆元年（七六六）とする説もある。
- ⑦ 萬盈については郎士元「贈萬生下第還吳」詩（『全唐詩』卷二四八）にも見られ、『全唐詩』題下注に「一作贈高萬生下第還吳」とあるため高適の言う萬盈と同一人物であると考えられる。詩本文に「直道多不偶、美才應息機。灞陵春欲暮、雲海獨言歸。爲客成白首、入門嗟布衣。蓴羹若可憶、慚出掩柴扉。」とあり、高適の「別從甥萬盈」詩の「美才應自料、苦節豈無成。」句とも描寫が一致することからも、同時期の作であると言える。『高適集校注』では、郎士元詩は落第して長安から吳に歸ると明言していることから、高適の足跡と萬盈の年齢を勘案し、これらの二首は天寶十二載（七五三）春長安での作としている。このことから、今假に高適の生年を七〇〇年とすると、高適と萬盈の年齢差は十四歳である。
- ⑧ この族弟に關しては、王維の「送高道弟耽歸臨淮作」詩に「道」を「適」に作る版本があり（顧起經奇字齋本『王右丞集』、凌

濛初刊『王摩詰詩集』および『全唐詩』卷一二五)、王維詩の高朧とする説がある。この説は、王維詩の中で高朧は昔燕趙に赴いた経験があり、高適もまた開元年間に燕趙で遊んでいたこと、また王維詩中に高朧は遊俠の士と連れ立っていたとの記述があり、高適と様子が似ていることを根拠としている。しかし天寶九年(七五〇)に作られた「酬祕書弟兼寄幕下諸公」詩序の「相思三十年」という記述から、高適と高朧が三十年ぶりに再會したと解釋するならば、二人が別れたのは開元八年(七二〇)であり、高適が燕趙にいた時期と合致しない。(周譜)は族弟を高朧とする説を誤りだとしている。

⑨ 『資治通鑑』卷十一(貞觀)二十三年正月以布失畢爲左武衛中郎將、遣高侃擊突厥車鼻可汗・拔悉蜜吐屯肥羅察降。胡注：『高宗實錄』云、初突厥車鼻可汗遣其子車鉢羅入貢、太宗遣使徵之、不至。太宗大怒、遣右驍衛郎將高侃引回紇僕骨等兵、襲擊之(二十三年正月、布失畢を以て左武衛中郎將と爲し、高侃を遣はして突厥の車鼻可汗・拔悉蜜の吐屯肥羅察を撃ちて降さしむ。胡注：『高宗實錄』云ふ、初め突厥車鼻可汗其の子車鉢羅を遣はして入貢せしめんとし、太宗使を遣はして之を徵せんとするも、至らず。太宗大いに怒り、右驍衛郎將高侃を遣はして回紇僕骨等の兵を引ききて、之を襲撃せしむ。』

⑩ 『冊府元龜』(校訂本、鳳凰出版社、二〇〇六年、一一四〇九頁)卷九八六「唐高宗永徽元年六月、左翊衛郎將高侃率兵討突厥車鼻可汗於阿息山。車鼻聞王師至、攜其愛妾、從數百騎而遁。高侃追至金山擒之、以歸京師。九月、獻于社廟又獻於昭陵(唐高宗永徽元年六月、左翊衛郎將高侃兵を率ゐて突厥車鼻可汗を阿息山に討つ。車鼻王師至るを聞き、其の愛妾を攜へ、數百騎を從へて遁ぐ。高侃追ひて金山に至り之を擒らへ、以て京師に歸る。九月、社廟に獻じ又た昭陵に獻ず。)」また同様の記事は『唐會要』卷九十四にみられる。

⑪ 『新唐書』高麗傳「乾封元年……子男生代爲莫離支、有弟男建、男產相怨。男生據國內城、遣子獻誠入朝求救……乃詔契苾何力爲遼東道安撫大使、左金吾衛將軍龐同善、營州都督高侃爲行軍總管、左武衛將軍薛仁貴、左監門將軍李謹行殿而行。九月、同善破高麗兵、男生率師來會(乾封元年……子男生代はりて莫離支と爲り、弟男建、男產相ひ怨む有り。男生國內の城に據り、子獻誠を遣はして入朝して助けを求めしむ……乃ち詔して契苾何力を遼東道安撫大使と爲し、左金吾衛將軍龐同善、營州都督高侃を行軍總管と爲し、左武衛將軍薛仁貴、左監門將軍李謹行殿として行く。九月、同善高麗の兵を破り、男生師を率ゐて來會す。)」また同様



の記事は『冊府元龜』卷九八六にみられる。

⑫ 『冊府元龜』卷九八六（乾封）三年二月、李勣及薛仁貴進拔高麗之扶餘城。時偏將龐同善・高侃等爲後殿、尙在新羅。高麗男建遣救新城、夜襲同善、仁貴率援軍以破之。侃等移軍進至金山、爲賊所敗（三年二月、李勣及び薛仁貴進みて高麗の扶餘城を拔す。時の偏將龐同善・高侃等後殿と爲り、尙ほ新羅に在り。高麗の男建救を新城に遣はし、同善を夜襲し、仁貴援軍を率ゐて以て之を破る。侃等軍を移して進みて金山に至り、賊の敗る所と爲る。）また同様の記事は『新唐書』高麗傳にみられる。

⑬ 『舊唐書』文苑傳「賈會、河南洛陽人也。父言忠、乾封中爲侍御史。時朝廷有事遼東、言忠奉使往支軍糧。及還、高宗……又問諸將優劣、言忠曰「……高侃儉素自處、忠果有謀。……」高宗深然之（賈會、河南洛陽の人なり。父は言忠、乾封中に侍御史と爲る。時の朝廷遼東に事有り、言忠使を奉りて往きて軍糧を支す。還るに及び、高宗……又た諸將の優劣を問ひ、言忠曰く「……高侃儉素にして自ら處り、忠果にして謀有り。……」と。高宗深く之を然りとす。……）」

⑭ 『新唐書』高宗本紀「咸亨元年……四月……高麗會長鉗牟岑叛、寇邊、左監門衛大將軍高侃爲東州道行軍總管、右領軍衛大將軍李謹行爲燕山道行軍總管、以伐之（咸亨元年……四月……高麗の會長鉗牟岑叛き、邊に寇し、左監門衛大將軍高侃東州道行軍總管と爲り、右領軍衛大將軍李謹行燕山道行軍總管と爲り、以て之を伐つ。）同様の記事は『唐會要』卷七十三等にみられ、『唐會要』では「左衛大將軍」高侃としており、『新唐書』及び『通鑑』の記述と異なるが、「高琛墓誌」及び「高岑墓誌」「高逸墓誌」では「左武衛大將軍」、「左監門衛大將軍」とあるため、墓誌の表記に従う。

⑮ 『新唐書』高麗傳「總章二年、徙高麗民三萬于江淮・山南。大長鉗牟岑率衆反、立藏外孫安舜爲主。詔高侃東州道、李謹行燕山道、竝爲行軍總管討之、遣司平太常伯楊昉綏納亡餘。舜殺鉗牟岑走新羅。侃徙都護府治遼東州、破叛兵于安市、又敗之泉山、俘新羅援兵二千。李謹行破之於發廬河、再戰、俘賊萬計。於是平壤瘡殘不能軍、相率奔新羅、凡四年乃平（總章二年、高麗の民三萬を江淮・山南に徙す。大長の鉗牟岑衆を率ゐて反し、藏の外孫の安舜を立てて主と爲す。詔して高侃東州道、李謹行燕山道、竝びに行軍總管と爲し之を討たしめ、司平太常伯楊昉を遣はし綏納し餘を亡ぼさしむ。舜鉗牟岑を殺し新羅に走る。侃都護府を徙し遼東州を治め、叛兵を安市に破り、又た之を泉山に敗り、新羅の援兵二千を俘にす。李謹行之を發廬河に破り、再戦し、俘にして賊

こと萬計なり。是に於て平壤痍殘たりて軍する能はず、相ひ率ゐて新羅に奔り、凡そ四年にして乃ち平らぐ。」

⑩ 『唐史餘藩』では「昭陵」とする。

⑪ 『唐會要』卷二十一「乾陵陪葬名氏……左武衛將軍高俚。」

⑫ 高適の「送鄭侍御謫閩中（鄭侍御の閩中に謫せらるるを送る）」詩に「謫去君無恨、閩中我舊過（謫去せらるも君恨無く、閩中我舊過る）」とあり、幼少期に父親の赴任に伴つて閩中を訪れたと思われる。

⑬ 〈周譜〉ではさらに以下のように考證している。高適の天寶五載（七四六）作「奉酬北海李太守丈人夏日平陰亭」詩の「四十猶聚螢（四十にして猶ほ螢を聚む）」句、天寶八載（七四九）作「留別鄭三章九兼洛下諸公」詩の「年過四十尙躬耕（年四十を過ぐるも尙ほ躬耕す）」句に「年四十」と述べるのと李頎の詩句は矛盾することになる。しかしその數年後の天寶十載（七五一）作「答侯少府」詩に「晚年學垂綸」とあり、もし天寶八載ごろに四十歳前後であつた場合、その二年後に「晚年」と言うのはふさわしくなく、そのためこの「四十」というのは概數であり、李頎の詩の「五十」は實數とすると説が通じる。

⑭ 宋本『杜工部集』では「高每云、汝年幾且不必于我。故此句戲之。」とし、「小」字がない。錢謙益箋註『杜工部集』では「高每云、汝年幾不必小于我。故此句戲之。」に作り、また「草堂本高每云、汝年幾小且不必小于我。故此句戲之。」としている。

⑮ 〈劉譜〉はもし「王竟攜酒高亦同過共用寒字」詩作成時に高適が六十歳だとすると、高適と杜甫の年齢差は十歳差となり、「幾くか小ならざらん云々」の句と一致しないが、高適が五十八歳だとすると八歳差となり、高適の言葉に一致するとしている。

⑯ 平岡武夫編『唐代の曆』（京都大學人文科學研究所索引編集委員會、一九五四年）によつて、開元七年の閏七月を含めて計算した。

### 第三章 高適の制舉受験について

―杜甫の制舉受験との関連において―

はじめに

高適と杜甫は盛唐の代表的な詩人であるが、兩者とも任官までに長い求官の時期があった。さらにその仕官の手段にも共通点があり、どちらも通常の科舉試験を受験して仕官せずに、制舉という制度によって任官している。具體的には高適は制舉の一種である有道科に擧げられて、杜甫は皇帝に賦を獻じることによって、官職を得ている。生涯にわたって深い交流があった二人の詩人がこのような選擇をしたことについて非常に興味深いことである。そのため、本章ではまず唐代における制舉という制度について確認したのち、二人の制舉受験に関わる状況について検討する。その後、高適と杜甫の制舉に関連する詩を内容面から検討する。制舉受験が二人の詩人に與えた影響について、最後に本章の検討を通して、高適の詩の特徴や仕官に對する態度について考察してみたい。

高適の制舉受験やそれを取り巻く状況についての先行研究として周勳初『高適年譜』（上海古籍出版社、一九八〇年、のち『周勳初文集』収録、江蘇古籍出版社、二〇〇〇年）がある。杜甫に關しては、『アジア遊學220 杜甫と玄宗皇帝の時代』（勉誠出版、二〇一八年）<sup>IV</sup> 杜甫の出仕と官歴」の中で説明されており、杜甫の獻賦については中尾健一郎氏の「杜甫獻賦考」（『九州中國學會報』四十二號、二〇〇四年）に詳しい。また、本章で取り上げる詩に關しては、松原

朗氏「杜甫排律論考——長安期における長篇排律のころみについて」（『早稻田大學大學院文學研究科紀要別冊』七輯、一九八一年）の中で同時代の詩人の排律との比較を含めて詳細に検討されている。

## 一、制舉受験のための過程

高適と杜甫の制舉受験や制舉に關する作品を考察するために、まず制舉という制度について確認しておきたい。唐代の科舉制度は通常、常科と制舉に分けられる。常科は毎年行われる科舉試験であり、進士科や明經科などの科目に分かれていた。常科受験の場合の任用までの手順としては、まず地方で行われる郷試に合格し、次に中央政府で行われる省試に合格し、そして實際に任官されるためには、さらに吏部試を受験して合格しなければならなかった。そのため、常科によると任用までに非常に時間がかかるものであった。一方、制舉は不定期に皇帝直々におこなわれる試験制度である。その起源は漢代にまで遡り、世に起用されていない賢人たちを餘すことなく拾い上げるといふ目的がある。唐代の制舉制度については『中國科舉制度通史・隋唐五代卷』（上海人民出版社、二〇一五年）に詳しくまとめられている。ここでは簡略にその制舉受験のための過程を述べておく。

制舉については『通典』卷十五「選舉三」に「其制詔舉人、不有常科、皆標其目而搜揚之。試之日、或在殿廷、天子親臨觀之。試已、糊其名於中考之、文策高者特授以美官、其次與出身（其れ制詔の舉人は、常科に有らざれば、皆な其の目を標して之を搜揚す。試の日、或いは殿廷に在り、天子親ら臨みて之を觀る。試を已れば、其の名を中に糊して之を考し、文策の高き者は特に授くるに美官を以てし、其の次は出身を與ふ。）」とあるように、常科とは別に設けられた試験である。この記述から、制舉が行われるとき、まず皇帝が詔を下して天子自ら試験に臨み、そして試験で好成績を収めた者には良

い官職が特別に與えられ、それに次ぐ者には出身（任官資格）が與えられるとしている。制舉の試験には非常に多くの科目が設けられていた。『文獻通考』卷三十三「選舉考六」の「唐制舉名目及中制舉人姓名」に「顯慶二年、志烈秋霜科、韓思彥及第。…」の記載をはじめとして、六十二科目が列擧されている。しかし科目に名稱の違いがあつても、その内實は、のちに述べるようにほとんど變わらなかつたものとされる。

詔が下された後は、地方および中央の長官などによつて士人が推薦され、皇帝自ら試験を行う形式をとりつつも實際は考策官によつて試験が行われた。

制舉を受けるための推薦の形式には、通常地方長官と中央五品以上の官員の推薦を受けるか、郎官・御史・拾遺などの推薦を受ける、または自薦の三種類があつた。推薦可能な官人については『冊府元龜』卷六四五「貢擧部科目」に「龍朔三年八月、詔内外官五品以上、各擧岩藪幽素之士（龍朔三年（六六三）八月、内外官五品以上に詔して、各岩藪幽素の士を擧げしむ。）」とあるように、推薦者となる資格にも指定があつたようである。しかし、推薦者がいなくとも試験を受けることができた。例えば、『冊府元龜』卷六十八「帝王部求賢第二」に「開元二年六月甲子制、其有茂才異等・拔萃超群、緣紹介無、久不聞達者、咸令自擧（開元二年（七一四）六月甲子に制す、其の茂才異等・拔萃超群にして、紹介の無きに緣り、久しく聞達せざる者有れば、咸な自ら擧げしめよ。）」や「（開元）十五年二月制曰、草澤中有文武高才者、聽詣闕自擧（十五年（七二七）二月制して曰く、草澤中に文武の高才の者有れば、闕に詣り自ら擧ぐるを聽す。）」とあるように、推薦者がいない場合は自薦が可能であることが明記されている。開元十五年（七二七）には特に「詣闕自擧」と書かれていることから、この推薦の方式は自ら宮殿に赴く方式であつた。

さらに自薦方式には、この「詣闕自擧」の他にも「投匭」によるものがあり、賈至「詔天下搜賢俊制」（『唐大詔令集』卷一〇三）に「其有獨負奇才、未逢知己、卽仰投匭、并所在陳狀自論、長官登時與奏。夫茲薦士、非止一擧、永爲恆典、

有即登聞。…宜宣示中外、令知朕意。至德二載四月八日（其れ獨り奇才を負い、未だ知己に逢わざる有れば、即ち仰いで投匭し、並びに所在に陳狀自論し、長官は登時に與に奏せよ。夫れ茲の薦士は、一舉に止まるに非ず、永く恆典と爲し、即ち登聞すること有れ。…宜しく中外に宣示し、朕の意を知らしむべし。至德二載（七五七）四月八日。）」に述べられているように意見箱に上書する「投匭」には人材を選抜する役割もあった。

そうして他薦ないし自薦によって受験資格を手に入れると、實際に試験に臨むことになったのである。

以上のように、制舉受験には一般に推薦を受ける必要があったが、例外に自薦もあり、また「投匭」の場合には推薦は必要とならないことがわかる。ここで兩者の受験方法をまとめると、高適は推薦を受けることによって受験資格を手に入れて、二度制舉を受験し、杜甫は「投匭」の方式をとって制舉を受験することになった。詳しくは次節で述べよう。

## 二、高適と杜甫の制舉に關わる事跡

前節で制舉受験に關わる掌故について述べたところで、本節では兩者の制舉に關わる事跡について確認しておきたい。兩者の科舉受験に關して概略的に説明すると、高適は『高適年譜』等の先行研究をはじめとして、開元二十三年（七三五）と天寶八載（七四九）の二度制舉を受験したとされているが、一度目の受験に關しては通常の科舉試験を受けたとする説もある<sup>①</sup>。本章では二度制舉を受験したものとする。

杜甫の制舉受験については、まず天寶六載（七四七）ごろに制舉を受験したものの落第し（この時に推薦があったか自薦かは不明）、次に天寶十載（七五一）に「三大禮の賦」を延恩匭に投じたことによって試験を受けて待制を命じられた。

両者の制舉に関わる事跡を整理すると、以下の表のようにまとめられる。<sup>②</sup>

	高適	杜甫
聖暦三年(七〇〇)	誕生	誕生
先天元年(七一二)		
開元二十年(七三二)	「信安王幕府詩」を信安王禕に贈る	
開元二十一年(七三三)	「眞定卽事奉贈韋使君二十八韻」詩を 韋濟に贈る	
開元二十二年(七三四)	「贈別王七十管記」詩を王悔に贈る	
開元二十三年(七三五)	制舉を受験するも落第	
開元二十四年(七三六)		常舉を受験するも落第
開元二十五年(七三七)	宋中にあり	齊趙に遊ぶ
開元二十六年(七三八)	宋中にあり	齊趙に遊ぶ
開元二十七年(七三九)	汶水で出會う	
開元二十八年(七四〇)	魏郡にあり	齊趙に遊ぶ
開元二十九年(七四一)	宋中にあり	洛陽にあり
天寶元年(七四二)	宋中にあり	洛陽にあり
天寶二年(七四三)	宋中にあり	洛陽にあり
天寶三載(七四四)	高適、杜甫、李白と梁宋の地で遊ぶ	
天寶四載(七四五)		

天寶五載（七四六）	東平にあり	長安にあり
天寶六載（七四七）	宋中にあり	制舉を受験するも落第
天寶七載（七四八）	宋中にあり	長安にあり
天寶八載（七四九）	張九皋に有道科に擧げられ、及第し、封丘縣尉を授けられる	長安にあり
天寶九載（七五〇）	「古樂府飛龍曲留上陳左相」詩を陳希烈に、「留上李右相」詩を李林甫に贈る	「鷗の賦」を延恩甄に投じる 「贈韋左丞丈濟」詩を韋濟に贈る
天寶十載（七五一）		「三大禮の賦」を延恩甄に投じ、それが玄宗の目にとまり、集賢院待制を命ぜられる
天寶十一載（七五二）		中書試が行われて合格し、出身を與えられる
天寶十二載（七五三）		長安にあり
天寶十三載（七五四）	「奉寄平原顔太守」詩を顔真卿に贈る	「封西岳の賦」を延恩甄に投じる
天寶十四載（七五五）		右衛率府兵曹參軍に任ぜらる



その内容について詳しくみてみる。

高適の科擧受験に關する資料として、まず高適の「酬祕書弟兼寄幕下諸公」詩の序に「乙亥歲、適徵詣長安（乙亥の歲、適徵せられて長安に詣る）」がある。ここに乙亥の歲の開元二十三年（七三六）に徵せられとあるので、試験の詔を受けて長安に赴いたことがわかる。この開元二十三年以前に高適が郷試と呼ばれる予備試験を受けた様子がないので、この一度目の試験も常科ではなく制擧を受験したのではないかと思われる。また、この受験前に高適は開元年間の燕趙北遊の際、當時恆州刺史であつた韋濟には「眞定卽事奉贈韋使君二十八韻」詩を、開元二十二年（七三五）に幽州節度使であつた張守珪の幕僚王悔に對しては「贈別王七十管記」詩を贈り、韋濟や張守珪と關わりを持つていたことから、地方の高官の推薦を受けて制擧を受験した可能性が高い。しかしこの試験では結果は得られなかつた。次に高適が制擧を受験するのは天寶八載（七四九）である。『舊唐書』高適傳に「宋州刺史張九臯深奇之、薦擧有道科（宋州刺史張九臯深く之を奇とし、有道科に薦擧す）」とあるように、張九臯の推薦を受けて制擧の一種である有道科を受験し、その結果封丘尉を授けられた。高適「奉寄平原顔太守」詩の序に「今南海太守張公之牧梁也、亦謬以僕爲才、遂奏所製詩集於明主（今南海太守張公の梁に牧たるや、亦た謬りて僕を以て才と爲し、遂に製する所の詩集を明主に奏す）」とあり、ここでの「南海太守張公」とは張九臯のことと思われる。張九臯は、『新唐書』張九齡傳に「九齡弟九臯、亦有名、終嶺南節度使（九齡の弟九臯、亦た名有り、嶺南節度使に終る）」とあるように、張九齡の弟であつた。郁賢皓『唐刺史考全編』（安徽大學出版社、二〇〇〇年）によると、張九臯は天寶八載（七四九）に宋州刺史であつた。天寶年間に宋州に客居していた高適はそこで張九臯に出會い、推薦を得たと考えられる。高適が受験した「有道科」という科目名は後漢の頃にはすでに存在した。その内容は儒教の道に關係する科目で、政事能力に重きを置いていたとされている<sup>③</sup>。しかしながら、『容齋續筆』卷十二に「唐世制擧、科目猥多、徒異其名爾、其實與諸科等也（唐世の制擧、科目猥りに多く、

徒らに其の名を異にするのみにして、其の實は諸科と等しきなり。」とあるように、唐代では、先述の通り制舉の科目は非常に多く、科目の名稱は異なってもその内實は常科の科目と大同小異であったようである。

杜甫は開元二十四年(七三六)に初めての常科を受験して落第しており、その後通常の科舉試験を受けた形跡はない。次に天寶六載(七四七)前後に制舉を受験するも落第している。その試験について天寶九載(七五〇)ごろに尙書左丞であつた韋濟に贈つた「奉贈韋左丞丈二十二韻」〇〇三五(四桁の作品番號は下定雅弘・松原朗編『杜甫全詩譯注』、講談社、二〇一六年による、以下同じ)詩に「主上頃見徵、欸然欲求伸。青冥却垂翅、蹭蹬無縱鱗(主上に頃る徵せられ、欸然として伸ぶるを求めんと欲するも、青冥却て翅を垂れ、蹭蹬として鱗を縦にする無し)。」とあり、「主上に徵せられ」の語から皇帝直々の詔によつて試験を受けた、つまりこの詩を贈る以前に制舉を受験したことがわかる。だが、この試験の正確な時期や、受験のために誰かの推薦を受けたか否かなどの詳細については不明である。清の仇兆鰲注『杜詩詳注』(中華書局、一九七九年)などはこの制舉について、『新唐書』李林甫傳や、元結の「喻友」文(『全唐文』卷三八三)に述べられている天寶六載(七四七)の試験と同時に受験した説を採っているが、杜甫に關連する資料からは正確な内容がわからないため、ここでは保留にしておく。

しかしながらこの制舉受験も失敗に終わったために、次に杜甫は獻賦するという方法を探り、三度にわたつて獻賦を行った。天寶九載(七五〇)に「鵬の賦」、天寶十載(七五一)に「三大禮の賦」(「朝獻太清宮賦」・「朝享太廟賦」・「有事於南郊賦」<sup>④</sup>)、天寶十三載(七五四)に「封西岳の賦」を延恩甄に投じた。その中でも「三大禮の賦」は杜甫の墓誌銘である元稹「唐故工部員外郎杜君墓系銘并序」に「天寶中、獻三大禮賦、明皇奇之、命宰相試文(天寶中、三大禮賦を獻じ、明皇之を奇とし、宰相に命じて文を試みしむ)。」とあるように玄宗に認められた。また杜甫「進封西嶽賦表」には「頃歲、國家有事於郊廟、幸得奏賦、待制於集賢、委學官試文章(頃歲、國家郊廟を事とする有り、幸ひに賦を奏して、集賢に

待制し、學官に委ねて文章を試みしむるを得。」と、中書省の集賢院にて試験を受けるよう待制を命じられたと述べられている。天寶十一載（七五三）にはこの待制をうけて中書試が行われ、合格し、出身の資格を與えられて候選三年の期間に入ったその後、候選三年が明けた天寶十四載（七五五）、右衛率府兵曹參軍に任ぜられた。この授官の時期に關しては王勳成「杜甫初命授官說」（『唐代文學研究』、二〇〇六年）にまとめられている。

兩者の制舉受験に關する事跡を確認したところで、本章で注目したいのは、制舉受験前に高官たちに贈った干謁詩についてである。高適は開元二十三年（七三五）の一度目の制舉受験の前に、韋濟に詩を送り、制舉受験のための推薦を受けた。さらに二度目の受験の際には推薦者が張九臯であるとはっきりとしているが、張九臯のみならず高官たちに詩を贈り、引立てを求めている。一方杜甫の一度目の制舉受験については正確な受験時期や推薦者が不明であることから、議論し難いものである。しかし二度目の獻賦前後の行動に關しては、その時期に作られた杜甫の詩が多く残っていることから、その足跡をたどることができる。杜甫は天寶九載（七五〇）ごろに高適と同じく韋濟に引立てを願う詩を三首贈っており、さらに獻賦後にも高官などに詩を贈り、引立てを求めている。前節でも述べたように、杜甫のとった「投匭」の場合には、制度的な推薦者は必ずしも要求されるものではなかったが、投じた作品が皇帝の目に止まるようにするには、仲立ちとなる人物が必要とされていた。高適と杜甫が引立てを求めて干謁詩を贈ったのは目的としては同じではないが、次節以下に検討する兩者の作品からは幾つかの共通点を見出すことができる。

以上のことから、本章では兩者が制舉を受験するという選擇をとったこと、またその前後には高官たちに引立てを願う詩を贈っていることに注目して、次節において二者の作品を綿密にみることでその行動の理由を探り、同じ行動をとった二人の仕官に對する態度の共通点や對照的な点がないか考えてみたい。なお行論の關係上、杜甫について先に論ずることとする。

## 三、制舉に關わる詩について

## 1 杜甫の制舉詩

本節で取り上げる制舉に關連する詩とは、制舉受験の前に高官たちに推薦を求めたと考えられる詩である。それではまず杜甫の制舉に關わる詩についてみてみよう。杜甫の一度目の天寶六載（七四七）の制舉受験の際の推薦者が不明であることはすでに述べた通りである。杜甫には「贈特進汝陽王二十二韻」詩（〇〇三一）があり、その目的が試験のためだけであるとは斷定できないが、高官たちに詩を贈って仕官のきっかけを探そうとしていたと推測できる。その内容は以下の通りである。

## 贈特進汝陽王二十二韻

## 特進汝陽王に贈る二十二韻

特進羣公表	天人夙德升	特進	羣公の表	天人	夙德もて升る
霜蹄千里駿	風翮九霄鵬	霜蹄	千里の駿	風翮	九霄の鵬
服禮求毫髮	惟忠忘寢興	禮に服して毫髮を求め	忠を惟い寢興を忘る		
聖情常有眷	朝退若無憑	聖情	常に眷ること有り	朝より退くも憑る無きが若し	
仙醴來浮蟻	奇毛或賜鷹	仙醴	浮蟻を來たし	奇毛或いは鷹を賜ふ	
清關塵不雜	中使日相乘	清關	塵雜じらず	中使	日びに相い乗ず
晚節嬉遊簡	平居孝義稱	晚節	嬉遊簡にして	平居	孝義稱へらる

自多親棣萼	誰敢問山陵	自ら多く棣萼に親しみ	誰か敢へて山陵を問はん
學業醇儒富	辭華哲匠能	學業 醇儒富み 辭華 哲匠能くす	
筆飛鸞聳立	章罷鳳騫騰	筆飛べば鸞聳立し 章罷めば鳳騫騰す	
精理通談笑	忘形向友朋	精理 談笑に通じ 忘形 友朋に向かふ	
寸長堪繾綣	一諾豈驕矜	寸長 繾綣に堪え 一諾 豈に驕矜せんや	
已忝歸曹植	何如對李膺	已に曹植に歸するを忝くし 何如ぞ李膺に對せん	
招要恩屢至	崇重力難勝	招要 恩屢しば至り 崇重 力勝へ難し	
披霧初歡夕	高秋爽氣澄	霧を披きて初めて歡ぶ夕べ 高秋 爽氣澄む	
尊疊臨極浦	鳧雁宿張燈	尊疊 極浦に臨み 鳧雁 張燈に宿す	
花月窮游宴	炎天避鬱蒸	花月 游宴を窮め 炎天 鬱蒸を避く	
硯寒金井水	檐動玉壺冰	硯には寒し金井の水 檐には動く玉壺の冰	
瓢飲唯三徑	巖棲在百層	瓢飲 唯だ三徑 巖棲 百層に在り	
謬持蠡測海	況挹酒如澠	謬りて蠡の海を測るを持す 況んや酒の澠の如きを挹むをや	
鴻寶寧全祕	丹梯庶可凌	鴻寶 寧ぞ全くは祕せんや 丹梯 庶はくは凌ぐべし	
淮王門有客	終不媿孫登	淮王 門に客有り 終に孫登に媿ぢざらん	

詩を贈られた李璡は皇族の一人で、玄宗皇帝の甥にあたる。特進は文散官で實務はないものの、文散官の位階は正二品であり、杜甫が受験に際して引立てを願っても全くおかしくはない。この詩の中で杜甫は典故を多用しながら汝

陽王である李璡の人徳を褒め稱え、末の八句で自身を引き立ててくれるよう願っている。例えば、第一聯で『詩經』「大雅」にみられる「羣公」や、『三國志』王粲傳の注に引く『魏略』にみられる「天人」の語を使い李璡のことを天界の人物ほどであると讃え、第二聯では『莊子』にみられる「霜蹄」「風翮」の語を使って李璡の非凡な能力を描寫している。第十二聯では信義を重んじる前漢の季布の「一諾」の典故を引用し、第十三聯では「曹植」を李璡に例え、さらに後漢の「李膺」の名を使うことで、同時に李膺と並稱された杜密を自分に例えている。この他にも第十八聯の「金井の水」は美しい井戸から流れる水、「玉壺の冰」は軒の風鈴が涼しげな音を立てていることを描寫するが、李璡のいる邸宅の美しさや、李璡の清廉潔白さを暗に示しているものと思われ、三十六句のどの句も李璡を賞賛していることが明らかである。

そして最後の四聯は自身について述べ、引立てを願う句で締められている。もちろん杜甫自身について述べる場合でも典故を使用することに變わりはない。第十九聯は孔子の弟子顔回が「瓢飲」したこと、蔣詡が「三徑」を作ったことや隱者の許由が「巖棲」していた故事を引用し、仕官していない杜甫自身の身の上を喩えている。第二十聯は東方朔「答客難」の「蠡を以って海を測る」、『左傳』昭公十二年の「酒の漚の如き有り」を用いて、李璡からの身に余る厚遇に感謝している。第二十一聯は仙術について書かれた書物「鴻寶」を祕藏していた劉安を李璡に喩え、さらに第二十二聯では『漢書』本傳に淮南王でもあった劉安が賓客を數千人抱えていたことを述べて、劉安と同じように李璡が杜甫をその門下に入れることを願い、もしそれがかなったならば、嵇康が「幽憤詩」の中で「孫登に媿じ」たような眞似はしないと締めくくっている。

煩を避け全句の典故を逐一説明していないが、右にあげただけでも十分すぎるほどの典故を使用していることは明らかであり、杜甫が極めて意圖的にそのような手法を取っていることがわかる。

また、この詩は詩題にもあるように、一韻到底の長篇排律である。杜甫が近體詩を得意とすることは周知のとおりであるが、このような高官に引立てを求めた干謁詩を、あえて形式上の制限の多い長篇の排律を利用して捧げているのはどうしてだろうか。これについては以下に挙げる制舉に關わる詩を確認してから検討したい。

杜甫の制舉に關わる詩は少なくないが、本節では「奉寄河南韋尹丈人」(〇〇三三)「贈韋左丞丈濟」(〇〇三四)「奉贈韋左丞丈二十二韻」(〇〇三五)の三首を挙げたい。これら三首はすべて天寶年間に河南尹(東都洛陽の長官)から中央政府の尙書左丞に昇進した高官の韋濟に贈った詩である。『詳注』はこれら三首を天寶七載の作とするが、韋濟の墓誌銘である「大唐故正議大夫行儀王傅上柱國奉明縣開國子賜紫金魚袋京兆韋府君墓誌銘并序」(『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第四冊、天津古籍出版社、一九九一年)に「天寶七載、轉河南尹(天寶七載、河南尹に轉ず)」「九載、遷尙書左丞(九載、尙書左丞に遷る)」「十一載、出爲馮翊太守(十一載、出でて馮翊太守と爲る)」とあるため、詩題の「河南韋尹」「左丞」の韋濟の官職名から、天寶七載から天寶十一載までの間に作られたものとすべきである。特に「贈韋左丞丈濟」詩では「左轄頻虛位、今年得舊儒(左轄頻りに位を虚しくするも、今年舊儒を得たり)」と詩を作った年に韋濟が尙書左丞となつたとはつきりと述べているので、天寶九載の作と確定できる。そうすれば、杜甫は三度の獻賦を行っていた前後にこれらの詩を韋濟に送っていたと考えうる。これらの三首は形式や内容が、「贈特進汝陽王」詩と同じく五言排律であり、典故を多用して相手を稱賛したのちに自身の引立てを願っている。

奉寄河南韋尹丈人

河南韋尹丈人に寄せ奉る

有客傳河尹 逢人問孔融

客有りて傳う河尹 人に逢へば孔融を問ふ

青囊仍隱逸 章甫尙西東

青囊は仍ほ隱逸し 章甫は尙ほ西東するかと

鼎食分門戶 詞場繼國風

尊榮瞻地絕 疏放憶途窮

濁酒尋陶令 丹砂訪葛洪

江湖漂短褐 霜雪滿飛蓬

牢落乾坤大 周流道術空

謬慚知薊子 眞怯笑揚雄

盤錯神明懼 謳歌德義豐

尸鄉餘土室 誰話祝雞翁

鼎食 門戶を分かち 詞場 國風を繼ぐ

尊榮 地の絶ゆるを瞻<sup>み</sup> 疏放 途の窮するを憶ふ

濁酒 陶令を尋ね 丹砂 葛洪を訪ぬ

江湖 短褐を漂はせ 霜雪 飛蓬に滿つ

牢落 乾坤大にして 周流 道術空し

謬りて慚づ薊子を知るに 眞に怯ゆ揚雄を笑ふを

盤錯 神明懼れ 謳歌す德義の豊かなるを

尸郷 土室を餘す 誰か話らん雞翁を祝ふを

贈韋左丞丈濟

左轄頻虛位 今年得舊儒

相門韋氏在 經術漢臣須

時議歸前烈 天倫恨莫俱

鴿原荒宿草 鳳沼接亨衢

有客雖安命 衰容豈壯夫

家人憂幾杖 甲子混泥途

不謂矜餘力 還來謁大巫

歲寒仍顧遇 日暮且踟躕

韋左丞丈濟に贈る

左轄 頻りに位を虚しくするも 今年 舊儒を得たり

相門 韋氏在り 經術 漢臣須む

時議 前烈に歸するも 天倫 俱にする莫きを恨む

鴿原に宿草荒るるも 鳳沼 亨衢に接す

客有りて命に安んずと雖も 衰容 豈に壯夫ならんや

家人 幾杖を憂い 甲子 泥途に混ず

謂はざりき 餘力を矜り 還た來たりて大巫に謁せんとは

歲寒くして仍ほ顧遇せられ 日暮れ且つ踟躕す



老驥思千里 饑鷹待一呼 老驥 千里を思い 饑鷹 一呼を待つ  
君能微感激 亦足慰榛蕪 君能く微かに感激すれば 亦た榛蕪を慰むるに足らん

これらの二首は、どちらも十韻の五言排律で、杜甫自身に目をかけてくれている韋濟を讃えながら、さらに自身を引き立ててもらえるように願っている。「奉寄河南韋尹丈人」では後漢の孔融が十歳の頃に河南尹であった李膺と面會して、李膺に評價された故事を用い、杜甫自身を若かりし頃の孔融に、韋濟を李膺に例えている。さらに隱者の象徴としての「青囊」、儒者の象徴としての「章甫」の語を挙げ、自分を形容している。第三聯では韋濟の一族の榮えるさまをいい、「國風を繼ぐ」の語は韋濟の文學的才能を讃え、次聯で杜甫がそのような韋濟をただ仰ぎ見て阮籍が「途窮」したように仕官の途に難儀していたのを韋濟が氣にかけてくれていると述べる。第四聯では陶淵明や葛洪を尋ねるような隱遁生活を送っていると述べつつも、末の四句では「盤錯」の語を述べた後漢の虞詡の故事を引いて韋濟の政治的手腕を褒めちぎり、最後に尸郷の北山の麓に住んでいた仙人である祝雞翁を杜甫自身に喩えて、これからも氣にかけてもらえるように願っている。また第二首となる「贈韋左丞丈濟」詩ではまず韋濟が尙書左丞に昇任したことを奉賀し、第二聯では前漢の韋賢とその子の玄成が經學に通じていたことと重ね合わせて韋濟の家系を褒め稱える。次に擧げる「奉贈韋左丞丈二十二韻」詩（部分引用）は前掲の二首とは少し趣が違い、韋濟を褒め讃えることはほとんどせず、全體にわたって杜甫の窮狀を述べている。

甫昔少年日 早充觀國賓 甫 昔 少年の日 早くも觀國の賓に充てらる  
讀書破萬卷 下筆如有神 書を讀みて萬卷を破り 筆を下せば神有るが如し

賦料揚雄敵	詩看子建親	賦は料る揚雄の敵	詩は看る子建の親
李邕求識面	王翰願爲鄰	李邕は面を識るを求め	王翰は鄰と爲るを願ふ
自謂頗挺出	立登要路津	自ら謂へらく頗る挺出し	立ちどころに要路の津に登り
致君堯舜上	再使風俗淳	君を堯舜の上に致し	再び風俗をして淳 <small>あつ</small> からしめんと

(第五句〜第十二句)

主上頃見微	欸然欲求伸	主上	頃ろ徵せられ	欸然として伸ぶるを求めんと欲するも
青冥却垂翅	蹭蹬無縱鱗	青冥却て翅を垂れ	蹭蹬として鱗を縦にする無し	

(第二十六句〜第三十句)

第五句〜第十二句は杜甫が昔「觀國の賓」、つまり郷里の長官の推舉を得て長安に赴いたことを述べ、「賦は料る揚雄の敵、詩は看る子建の親」と自身の文學の才能を揚雄と曹植に匹敵するほどだと自負している。そしてその才能によつて頭角を現し、すぐに高い官職に就いて天子を補佐しようと考えていたと述べる。

しかしその考え通りにいかなかったことは前節で確認したとおりであり、この詩を作った天寶九載（七五〇）ごろ、一度目の制舉受験に失敗したのち、杜甫は獻賦を行いながら仕官のきっかけをつかもうともがいていた頃であった。

第二十六句〜第三十句では「主上頃ろ徵せられ」「青冥却て翅を垂れ」の句から制舉を受験するも満足のない結果ではなかったことを暗に示している。『詳注』はこれを李林甫によつてすべての受験生が落第となった制舉の試験のこととしている。しかしながら、韋濟の墓誌銘からこの詩が天寶九載（七五〇）十月から天寶十一載（七五二）の間

に作られたことがわかるので、この句は「三大禮の賦」を獻じたのちに受けた試験の結果は合格であったものの、すぐに任官されることなく候選三年の期間に入ったことを言っているのではないだろうか。その傍證として、その試験ののちに、試験官であった崔國輔と于休烈に奉じた「奉留贈集賢院崔于二學士（集賢院の崔于二學士に留贈し奉る）」詩（〇〇五九）の中で試験の結果が芳しくなかったことを述べる「青冥猶契闊、陵厲不飛翮（青冥猶ほ契闊たり、陵厲すれども飛翮せず）」の描寫が「奉贈韋左丞丈」の「青冥却垂翅」の句と一致することが擧げられる。

この「奉贈韋左丞丈」詩からわかることは、杜甫は自分の文學の才能に竝々ならぬ自信があったこと、そしてその才能によつてたちどころに出世し、天子を助けることができると信じていたことである。しかしながらその自負は打ち碎かれ、自身を飛び立つことのできない鳥に喩えてその落第のようすを描寫している。このような描寫から、杜甫は文學の才能を發揮できる制舉の受験、および獻賦によつて仕官することに大層期待していたことがうかがえ、さらには推薦者に對してもそのことを伝えようとしていたと考へうる。そこで杜甫はあえて典據のある語を多用したり、規則の多い排律の形を採用したりして、己が文才を示そうとしていたのではないだろうか。それを裏付ける材料として、杜甫は天寶年間の獻賦と竝行して他にも高官たちに干謁詩を贈り、引立てを求めている。具體的には高仙芝に「高都護驄馬行」（天寶八載、〇〇三七）、鄭審に「敬贈鄭諫議十韻」（天寶十一載、〇〇四七）、鮮于仲通に「奉贈鮮于京兆二十韻」（天寶十一載、〇〇六六）、哥舒翰に「投贈哥舒開府翰二十韻」（天寶十三載、〇〇九六）、韋見素に「上韋左相二十韻」（天寶十四載、〇一一三）などを贈っており、その多くは長篇の排律である。このうち節度使である高仙芝と哥舒翰に贈ったものは、中央官ではなく、節度使の幕僚として拔擢されることを願ったものと考えられる。

では、このような特徴は杜甫だけに見られるのだろうか。次項では仕官への狀況が似ている高適の作品を検討していく。

## 2 高適の制舉詩

それでは次に高適の詩について考察を加えたい。高適は制舉を受験するにあたり、地方長官などの高官たちに詩を贈り、推薦を求めている。そしてそれらの詩を見てみると、杜甫と同じような特徴が見られる。まず高適の全詩から、高適が高官たちに贈ったとみられる奉贈詩を次に挙げてみよう。

信安王幕府詩（三十韻）

眞定卽事奉贈韋使君二十八韻

贈別王七十管記（二十八韻）

東平旅遊奉贈薛太守二十四韻

奉酬睢陽李太守（三十二韻）

奉酬北海李太守丈人夏日平陰亭（三十二韻）

古樂府飛龍曲留上陳左相（十六韻）

留上李右相（十六韻）

奉寄平原顏太守（二十韻）

以上の詩はすべて十韻を超える長篇排律であり（詩題に韻の数が明記されていないものについては筆者が補った）、合わせて九首ある。

これらの詩の制作時期については前掲の表に記した通りである。前六首については仕官前に作られたものであり、制擧を受験するための推薦を受けようする意圖が明らかに見られる。残り三首のうち陳左相と李右相に奉った「古樂府飛龍曲留上陳左相」「留上李右相」詩については、仕官後すぐに送られたものである。「奉寄平原顔太守」詩は、仕官後に封丘縣尉の職を辭し、哥舒翰の幕府にあった時に顔太守（顔真卿）に送られたものであり、顔真卿と張九臯の推薦を受けたことに感謝を述べている。これらの詩はどれも仕官のため、もしくはそれに關連して作られたものであると言える。

ここではこれらの詩の内容から、どのような特徴が見られるのかを検討したい。本節では「眞定卽事奉贈韋使君二十八韻」「東平旅遊奉贈薛太守二十四韻」を取り上げる。これらの二首は、どちらも二十韻を超える長篇の排律であり、制作時期や詩の内容から、前者は高適の一度目の制擧受験、後者は二度目の制擧受験の推薦を得るために作られたものと考えられる。

眞定卽事奉贈韋使君二十八韻 眞定の卽事 韋使君に贈り奉る二十八韻

飄泊懷書客 遲回此路隅 飄泊す懷書の客 遲回す此の路の隅に

問津驚棄置 投刺忽踟躕 津を問ふも棄置せらるるに驚き 刺を投ずるも忽ち踟躕す

方伯恩彌重 蒼生詠已蘇 方伯 恩は彌いよ重く 蒼生 詠は已に蘇る

郡稱廉叔度 朝議管夷吾 郡は稱す廉叔度 朝は議す管夷吾

乃繼三臺側 仍將四岳俱 乃ち三臺を繼ぎて側わき 仍りて四岳と俱ともにす

江山澄氣象 崖谷倚冰壺 江山 氣象澄み 崖谷 冰壺に倚る

詔寵金門策 官榮葉縣堯  
 擢才登粉署 飛步躡雲衢  
 起草徵調墨 焚香卽宴娛  
 光華揚盛矣 霄漢在茲乎  
 隱軫推公望 逶迤協帝俞  
 軒車辭魏闕 旌節副幽都  
 始佩仙郎印 俄兼太守符  
 尤多蜀郡理 更得潁川謨  
 城邑推雄鎮 山川列簡圖  
 舊燕當絕漠 全趙對平蕪  
 曠野何瀾漫 長亭復鬱紆  
 始泉遺俗近 活水戰場無  
 月換思鄉陌 星回記斗樞  
 歲容歸萬象 和氣發鴻爐  
 淪落而誰遇 棲遑有是夫  
 不才羞擁腫 干祿謝侏儒  
 契闊慚行邁 羈離憶友于  
 田園同季子 儲蓄異陶朱

詔は金門の策を寵し 官は葉縣の堯に榮ゆ  
 才を擢きんでられ粉署に登り 歩を飛ばして雲衢を躡む  
 草を起して徵されて調墨し 香を焚きて卽ち宴娛す  
 光華 揚がりて盛んなり 霄漢 茲に在らんか  
 隱軫として公望を推し 逶迤として帝俞に協ふ  
 軒車 魏闕を辭し 旌節 幽都に副たり  
 始めて仙郎の印を佩び 俄かに太守の符を兼ね  
 尤も多し蜀郡の理 更に得たり潁川の謨  
 城邑 雄鎮を推し 山川 簡圖に列す  
 舊燕 絶漠に当たり 全趙 平蕪に對す  
 曠野 何ぞ瀾漫たる 長亭 復た鬱紆たり  
 始泉 遺俗に近く 活水 戰場無し  
 月換はりて郷陌を思い 星回りて斗樞を記す  
 歲容 萬象に歸し 和氣 鴻爐に發す  
 淪落して誰にか遇はん 棲遑たるは是の夫有り  
 不才 擁腫を羞ぢ 干祿 侏儒に謝<sub>は</sub>づ  
 契闊 行邁を慚ぢ 羈離 友于を憶ふ  
 田園 季子に同じく 儲蓄 陶朱に異なり

方欲呈高義	吹噓揖大巫	方に高義を呈せんと欲すれども	吹噓	大巫に揖す
永懷吐肝膽	猶憚阻榮枯	永く肝膽を吐かんことを懷へども	猶ほ榮枯に阻まれんことを憚る	
解榻情何限	忘言道未殊	榻を解きて情何ぞ限らん	言を忘れて道未だ殊ならず	
從來貴縫掖	應是念窮途	從來	縫掖を貴ぶも	應に是れ窮途を念ふべし

まずこの詩は開元二十一年（七三三）ごろ、高適が燕・趙に滞在していた頃、當時恆州の刺史であった韋濟に送った作品である。眞定は縣名で、恆州の管轄地であった。高適がこの二年後の開元二十三年に制舉を受験していることは先述の通りであるが、『高適集校注』は韋濟がその際の推薦者だったのではないかと考えている。さらに、この韋濟は杜甫が薦を求めた韋濟と同一人物である。

この詩の内容を見てみると、以下に述べるように、杜甫と同様の特徴が見られることがわかる。まず詩の冒頭四句で『論語』に出典を持つ「問津」などを使って自身の窮状について述べ、次の句からは韋濟に對する稱贊の言葉で埋め盡くされている。その韋濟への稱贊にはほぼ一句ごとに典故を使用しており、例えば第三聯での「方伯」は殷・周の諸侯の長を指して、刺史である韋濟のことをいい、「蒼生」句では『尚書』仲虺之誥の「徂く攸の民、室家相ひ慶して、曰く『予が后を僭つ、后來たらば其れ蘇せん。』」の句を用いて韋濟への恩や功績を讃えている。第四聯ではさらに韋濟の功績を後漢の廉范と春秋時代の管仲に喩える。第七聯では東方朔などが控えていた金馬門の名前や、地方官となつた王喬が舄を屨に變えた故事を引いて、韋濟が東方朔のような優れた文章の才能があり、地方官としても活躍したことを述べている。そして韋濟のことをひとしきり褒めちぎつたのち、第二十一聯から最後の句までは高適自身を描寫する。第二十一聯は『莊子』に見られる「擁腫」の語を使って自らを謙遜し、大巫の語を用いて韋濟に對する敬意

を示している。

ここでこの詩と前掲の杜甫の「贈韋左丞丈濟」詩を比較してみると、幾つかの共通点を見出せる。杜甫詩に「還來謁大巫」とあるように、兩詩には同じ語が「大巫」の語が使われ、さらに「踟躕」の語も共有している。しかも同じ韻目（廣韻上平十「虞」）を用いた詩である。先述の通り、高適が開元二十一年ごろ、杜甫が天寶九載（七五〇）に韋濟に詩を贈っている。また、前掲の年表を見ると、高適と杜甫は開元二十七年（七二九）と天寶三載（七四四）ごろに顔を合わせている。これらのことから、二人が出會った時に、杜甫は高適が韋濟に贈った詩を讀んだことがあり、それを意識した上で詩を作った可能性がある。過去に贈られた詩を用いて詩を作ることは、杜甫が韋濟を深く理解していることを示すことにつながり、薦を求めるのにより有利であったと考えられる。

東平旅遊奉贈薛太守二十四韻 東平に旅遊し薛太守に贈り奉る二十四韻

頌美馳千古 欽賢仰大猷 頌美 千古に馳せ 欽賢 大猷を仰ぐ

晉山標逸氣 汾水注長流 晉山<sup>⑤</sup> 逸氣を標し 汾水 長流に注ぐ

神與公忠節 天生將相儔 神與の公忠の節 天生の將相の儔

青雲本自負 赤縣獨推尤 青雲 本と自負し 赤縣 獨り推尤せらる

御史風逾勁 郎官草屢修 御史は風逾いよ勁く 郎官は草屢しば修む

鵷鸞粉署起 鷹隼柏臺秋 鵷鸞 粉署より起ち 鷹隼 柏臺の秋

出入交三事 飛鳴揖五侯 出入して三事交はり 飛鳴して五侯に揖す

軍書陳上策 廷議借前籌 軍書 陳上の策 廷議 借前の籌



肅肅趨朝列	雍雍引帝求	肅肅として朝列に趨り	雍雍として帝求を引く
一麾俄出守	千里再分憂	一麾 俄かに出守し	千里 再び分憂す
不改任棠水	仍傳晏子裘	任棠の水を改めず	仍ほ晏子の裘を傳ふ
歌謠隨舉扇	旌旆逐鳴騶	歌謠 舉扇に隨い	旌旆 鳴騶を逐ふ
郡國長河繞	川原大野幽	郡國 長河は繞にして	川原 大野の幽
地連堯泰岳	山嚮禹青州	地は連なる堯の泰岳	山は嚮 <small>むか</small> ふ禹の青州
汶上春帆渡	秦亭晚日愁	汶上に春帆渡り	秦亭に晚日愁ふ
遺墟當少昊	懸象逼奎婁	遺墟 少昊に當り	懸象 奎婁に逼る
卽此逢清鑑	終然喜暗投	卽ち此れ清鑑に逢ひ	終然と暗投を喜ぶ
叨承解榻禮	更得問縑遊	叨く承く解榻の禮	更に得たり問縑の遊
高興陪登陟	嘉言忝獻酬	高興 登陟に陪し	嘉言 獻酬を忝くす
觀棋知戰勝	探象會冥搜	棋を觀て戰勝を知り	象を探りて冥搜に會ふ
眺聽情何限	沖融惠勿休	眺聽 情何ぞ限らん	沖融 惠むこと休む勿かれ
只應齊語默	寧肯問沈浮	只だ應に語默を齊しくすべし	寧ぞ肯へて沈浮を問はん
然諾長懷季	棲遑輒累丘	然諾して長く季を懷ひ	棲遑として輒ち丘 <small>むら</small> を累はす
平生感知己	方寸豈悠悠	平生 知己に感ず	方寸 豈に悠悠ならんや

この詩は、天寶五載（七四六）に東平郡の太守であった薛太守（薛自勸）に贈った詩である。薛自勸は『唐御史臺精

舍題名考』卷二「薛自勸見郎官勸外、又監察、二見」とあり、かつて監察御史や員外郎であった。詩中の「御史風逾勁、郎官草屢修」の描寫とも一致する。前節の表を参照すれば、高適はこの三年後に張九皋の推薦を受けて有道科を受験している。そのため、この薛自勸から推薦を受けたかどうかはわからないが、この詩の本文を見る限りでは推薦、もしくは引立てを願っているのは間違いない。本文は薛自勸を贊美することから始まり、第一聯は薛自勸の贊美は千古の時代まで馳せ、『詩經』に見える「大猷」の語を使い、薛自勸は治國の禮に法った素晴らしい政治をしていると褒める。また、この詩も全句にわたって、對句を意識して典據のある言葉を使い、自分の技量を示そうとしている意圖が感じられる。

この詩以降の高官に贈った詩としては、李邕に奉じた「奉酬睢陽李太守」「奉酬北海李太守丈人夏日平陰亭」詩二首が見られる。その後、高適は有道科に擧げられることになった。

最後に以下の二首を擧げる。有道科に擧げられた直後に宰相の陳希烈と李林甫の二人に贈った詩である。

古樂府飛龍曲 留上陳左相 古樂府飛龍曲 陳左相に留上す

德以精靈降 時膺夢寐求 德は精靈以て降り 時に夢寐に膺して求む

蒼生謝安石 天子富人侯 蒼生は謝安石 天子は富人侯

罇俎資高論 巖廊挹大猷 罇俎 高論に資り 巖廊 大猷を挹む

相門連戶牖 卿族嗣弓裘 相門 戶牖に連なり 卿族 弓裘を嗣ぐ

豁達雲開霽 清明月映秋 豁達として雲は霽を開き 清明にして月は秋に映ず

能爲吉甫頌 善用子房籌 能く吉甫の頌を爲し 善く子房の籌を用ふ

階砌思攀陟 門闌尙阻修

高山不易仰 大匠本難投

跡與松喬合 心緣啓沃留

公才山吏部 書癖杜荊州

幸沐千年聖 何辭一尉休

折腰知寵辱 迴首見沈浮

天地莊生馬 江湖范蠡舟

逍遙堪自樂 浩蕩信無憂

去此從黃綬 歸歟任白頭

風塵與霄漢 瞻望日悠悠

階砌 攀陟を思い 門闌 尙ほ阻修す

高山 仰ぎ易からず 大匠 本より投じ難し

跡は松喬と合ひ 心は啓沃に縁りて留まる

公の才は山吏部 書の癖は杜荊州

幸ひに沐す千年の聖 何ぞ辭せん一尉の休

腰を折りて寵辱を知り 首を迴らして沈浮を見る

天地 莊生の馬 江湖 范蠡の舟

逍遙として自ら樂しむに堪へ 浩蕩として信に憂ひ無し

此より去りて黄綬に従ひ 歸らんかな白頭に任せん

風塵と霄漢と 瞻望すれば日びに悠悠たり

留上李右相

風俗登淳古 君臣挹大庭

深沈謀九德 密勿契千齡

獨立調元氣 清心豁窅冥

本枝連帝系 長策冠生靈

傳說明殷道 蕭何律漢刑

鈞衡持國柄 柱石總朝經

李右相に留上す

風俗 淳古に登り 君臣 大庭を挹む

深沈 九德を謀り 密勿 千齡に契す

獨立して元氣を調へ 清心 窅冥に豁たり

本枝 帝系に連なり 長策 生靈に冠たり

傳説 殷道を明らかにし 蕭何 漢刑を律す

鈞衡 國柄を持し 柱石 朝經を總ぶ

隱軫江山藻	氛氳鼎彝銘	隱軫たり江山の藻	氛氳たり鼎彝の銘
興中皆白雪	身外即丹青	興中 皆な白雪	身外 即ち丹青なり
江海呼窮鳥	詩書問聚螢	江海 窮鳥を呼び	詩書 聚螢を問ふ
吹噓成羽翼	提握動芳馨	吹噓して羽翼成り	提握して芳馨動く
倚伏悲還笑	棲遲醉復醒	倚伏して悲しみ還た笑ひ	棲遲して酔ひて復た醒む
恩榮初就列	含育忝宵形	恩榮 初めて列に就き	含育 宵形に忝くす
有竊丘山惠	無時枕席寧	丘山の恵みを竊むこと有るも	時として枕席の寧きこと無し
壯心瞻落景	生事感流萍	壯心 落景を瞻 <sup>み</sup>	生事 流萍に感ず
莫以才難用	終期善易聽	才の用い難きを以てする莫かれ	終に善の聴き易きを期するも
未爲門下客	徒謝少微星	未だ門下の客と爲らず	徒らに少微星に謝 <sup>は</sup> ず

これらの二首は、本項で議論した高適の高官に推薦を求めることを目的とした詩のほとんど最後とも言える詩である。内容的にも形式的にも完成されている。構成は二首とも前半は相手の政治や人柄を賛美し、後半で自身の状況について述べ、どちらも十六韻三十二句の長篇の排律である。前掲の詩と同様に典故を多用する特徴も見られ、「留上陳左相」詩を例に取れば、第四句の「富人侯（富民侯）」は富民侯に封ぜられた前漢の田千秋の事跡を陳希烈と重ね合わせ、第七句「戸牖」の語は前漢の陳平を指し、陳希烈と同姓であることと結びつけている。この引用された二人の人物はどちらも丞相であったことから、同じく丞相であった陳希烈を讃える意圖が明確に見られる。また、同詩の「何辭一尉休」の句から、これらの詩を作った時にはすでに高適は封丘縣尉に任じられていることがわかる。

そして最後に高適は「留上李右相」詩中で李林甫に對して「未爲門下客、徒謝少微星」と述べ、李林甫の門下になつていないことから、士大夫を指す「少微星」である李林甫に恥ずかしいと述べている。

本項で取り上げた詩の形式や内容を見ると、高適の作品は前項の杜甫の作品と同様に長篇の排律を、典故を多用しながら相手を賛美し、後半に自身を拔擢するように願っている。異なる點は杜甫のように自分の文學的才能の高さを直接的に述べていないことだろうか。前掲の松原朗氏の論文によれば、盛唐の主な排律作家の中で、十三韻を超える排律詩を作成しているのは張九齡や杜甫・高適に限られ、さらには高適の長篇排律の詩のほとんどは仕官前に高官に贈呈された干謁詩である。このことから高適は推薦を得るために、あえてこの長篇排律の形式を選んでいたことがわかる。

## まとめ

以上の通り、高適と杜甫の詩をいくつか取り上げて考察を加えてみた。ここで二人の作品の特徴を今一度まとめてみよう。

両者に共通するのは、まず形式の面から言えば、多くは十韻以上の長篇の排律の形式を取っていることである。特に韻の數に關しては、十韻にとどまらず二十韻を超える詩が見られることから、意圖的に長篇の詩を作っていることがわかる。次に内容面の特徴として、典故を多用しながら、詩の前半で相手を賛美したのち、最後に自身の狀況を訴えて引立てを願うという決まった構成をとっていることが挙げられる。この二つの特徴がどうして生まれたかという

點については、二人が制舉受験という仕官の方法を選択したことに要因があると考えられる。最初に制舉受験のための過程にて説明したように、制舉受験の際には自薦も可能ではあったが、原則として、推薦を受ける必要があった。高官たちからの推薦を得るためには、その高官たちに對して拔擢したくなるような言辭の運用能力を誇示して、他の求官の士たちとの差異を見せつけなければならなかつたはずである。そのためにも、あえて修辭上の難度の高い長篇の排律を贈ることと他者との違いを示したのではないだろうか。特に杜甫に至っては韋濟に贈った詩の中で自分の詩才に竝々ならぬ自身を持っていたことを明記しているので、その意圖があつたと言える。

また、制舉という任用制度が高適と杜甫にそのような詩を作らせたとも考えられる。先に引用した『通典』に「文策高者特授以美官」の記述があることから、制舉に合格した者は直ちに「美官」を得られる可能性があつたといえる。前掲の年表からも、高適と杜甫は仕官までに非常に長い時間がかかつており、このような制度は非常に魅力的だったのではないかと思われる。そのため、高官たちの推薦を受けるために修辭技量の必要な長篇の排律をあえて作る意義があると考えていたのではないだろうか。

最後に、高適と杜甫の長篇排律の形式をもつて作られた奉贈の詩は、両者が仕官して以後はほとんど作られなくなることも指摘しておきたい。杜甫の排律に關しては前掲の松原氏の論文の中で詳細な検討が行われており、ここでは杜甫が三十五歳から四十五歳の間、長安に滞在していた頃に作られた排律の詩は全て高官たちに贈られた奉贈の詩であるが、長安を離れて以後はそのような詩が作られていないことが指摘されている。しかしながら杜甫はその後、長篇排律を比較的短編によりながら敘情的な内容を述べる形式へと變化させ、近體詩という形式を自分のものとして完成させていく。一方で、仕官したのち、高適は長篇の排律をほとんど作らなくなった。その理由は、両者の仕官後の生活が全く異なるということにも大いに關連している。しかしながら、そこには両者の詩に對する態度や仕官に對す

る態度の違いが現れているといえよう。

注

- ① 傅璇琮・陶敏『新編唐五代文學編年史』（遼海出版社、二〇一二年）では開元二十三年に進士科を受験したとする。
- ② 杜甫の表に關しては『杜甫全詩譯注』を主に参考にした。高適の表に關しては前掲の『高適年譜』および孫欽善『高適集校注』（上海古籍出版社、二〇一四年）を主に参考にした。
- ③ 福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』創文社、一九八八年、毛漢光「中國中古賢能觀念之研究——任官標準之觀察」、『中央研究院歷史語言研究所集刊』第四十八本、一九七七年および『中國科舉制度通史・隋唐五代卷』
- ④ 「三大禮の賦」の獻上時期に關しては、張忠綱「杜甫獻《三大禮賦》時間考辨」（『唐代文學研究』、二〇〇六年）は、天寶九載の冬であるとする。
- ⑤ 『高適集校注』によって、「公」を「山」に改めた。

## 結論

本論では高適研究において、高適集の版本研究と高適の傳記に關する實證的な研究を行い、これからの高適および唐代詩人の研究を發展させる新たな視點を見出そうと試みた。

第一章では、高適集の版本について、書目上の高適集の記載を確認した上で、實查研究を元にした調査結果から、高適集の版本について網羅的に検討を行なった。大東急記念文庫藏本は、臨安書棚本の刊記があるものの、その刊記の損傷があることから、目錄や先行研究の一部では明版とされていた。しかし中國國家圖書館藏本や分體本系統との比較を行い、また、北宋時代に成立した書物である『文苑英華』や、唐代の姿を残す敦煌寫本の字句との比較を行うことで、大東急本は先行研究の中で善本とされるテキストよりも『文苑英華』・敦煌寫本と近い版本であることを確認し、大東急本の版本的價値を明らかにし得た。そのため、刊記からみても、字句からみても、現存する高適集の中でもより古い形を残していると言え、その利用價値の高さを證明することができた。

第二章では、高適の家系や家族に關する事柄を、親族に關する六墓誌をはじめとする傳記資料を手がかりに檢證を行なった。墓誌に關する考察から、高適一族の生没年や官職についてまとめ、家系圖を作成した。その結果、高適一族について概括すると、一族の中には高俣や高崇禮のように高官に登ったものがあるものの、彼らはあくまで武官であり、文官として高い官職に就いたものはないことがわかる。また、新出資料である、高適の父に當たる崇文の玄堂記から、高適の生年を特定し、高適は父崇文が高齡になってからの子であることが解明できた。そして、父崇文の没年とそれに関わる葬儀の時期の前後關係から、高適の開元年間の事跡について、先行研究の年譜に詳細な足取りを



書き加えることができた。これらの傳記的資料の檢證から、高適には仕官に際して厚い援助を受けられるような有力な親族がおらず、なおかつ二十代で父親を亡くしていることが、官職を授かるまでに長い時間がかかったと要因であると考察できた。

第三章では、高適が官職を得た手段が、通常の科擧試験ではなく制擧の受験を経ての任官であったことに着目し、同じく制擧受験によって任官した杜甫と比較することで、高適の仕官に對する態度について考察を行なった。高適と杜甫の制擧受験にまつわる事跡と、制擧の受験前に高官たちに贈られた奉贈の排律詩を檢討すると、二人の詩作に對して、制擧受験が内容の面でも形式の面でも影響を與えていることがわかった。兩者の排律詩には共通點が存在し、まず内容面では、典故を多用して奉贈相手を贊美したのち、自身の引き立てを願うという構成をとることが判明した。次に形式面では、十韻以上の長篇の排律の形式をとり、多くは二十韻を超える詩であることから、意圖的に長篇の詩を作成していたことがわかった。制擧受験に關して、原則として推薦者の存在が必要であったことから、奉贈相手の高官に對して推薦を受けられるような詩を生み出す必要があった。そのため、兩者は典故を多用して言辭能力の高さを示し、修辭上難易度の高い長篇の排律詩を作ること、高官の目を引き、他の推薦を願う者達に差をつけようと試みたと考察できる。

本論では、既存の高適に關する研究に對して、實證的な考察を加えることで、高適研究に新たな視點を加えることを目指した。

高適集の版本研究においては、日本のみならず中國・臺灣藏本に對して書誌調査を行い、高適集版本について網羅的な研究結果を得ることができた。また、實査が行えなかった版本に關しても、近年電子化された資料についてはデジタルアーカイブ上で資料を閲覽することができたため、仔細な考察を加えられた。その中でも、本論で主に論じた

大東急記念文庫藏本は、考察結果から現存版本の中でも唯一の南宋版本であることが結論づけられたが、影印公刊されていなかったことから、既存の版本研究で議論されることが少なかった。そのため、大東急本と他版本との比較を通して、その資料的価値を明らかにしたことは、高適集版本研究において非常に有意義なものであると言える。

高適の傳記に關する研究について、資料の不足により、高適の生年や家系について先行研究間で決定的な結論が得られなかった。しかしながら、本論では、近年出土した石刻資料である崇文玄堂記と高逸墓誌の新資料を考證の対象とすることで先行研究の不足を補い、特に高適の開元年間の足取りを詳細に追うことができた。そして、高適が引き立てを期待できるような親族を持たなかったことや、若くして父親を亡くし、二十代で服喪しなければならなかった傳記的要素が、高適の詩作や、高適の求官活動に多大な影響を與えたに違いない。その影響は、高適が仕官の方法として制舉という任用制度を利用したことからも見てとれる。制舉に合格した者は早く出世する可能性があったことから、長年求官活動に苦勞した高適ならではの選擇であったとも言える。高適の制舉に關連する詩に關して、杜甫と比較することで、どちらも修辭的技巧を凝らした長篇の排律詩を多く残したことがわかり、それは後世に名を残す詩人の共通點として興味深い發見ができた。その一方で、杜甫は任官後も獨自に長篇の排律詩を制作し續けたが、高適は高官に登ったこともあり、そのような詩を作らなくなるという相違が見られる。以上のように、高適だけではなく、杜甫との比較考證を行うことで、唐代詩人の科舉との結びつきを論ずることができ、既存研究に對して重要な視點を提供することができたと見えよう。

拙論での研究の限界點としては、高適集の版本について様式面での検討に留まり、本文の内容面に關する資料的價値を論じられていない點や、高適やその一族について、完全に説明するだけの資料が未だ發見されていないことから、いくつかの疑問點が残ったことが擧げられる。例を擧げれば、高適の祖父にあたる高俚は乾陵に陪葬されるほどの人

物であり、本来であれば孫の世代の高適まで從葬されるはずが、一族の誰も從葬されていないなどの點がある。

しかしながら、高適研究を實證的に行うことは、廣く唐代詩人研究に對しても新たな觀點から研究を展開させることを可能にし得よう。高適は唐代文學史上に大きく名を残す存在であり、杜甫を代表とする大詩人達と廣く交流を持った。そのため、高適を研究することはその一人の詩人の研究にとどまらず、關連する唐代詩人研究に對しても多大な影響を與え、その研究を進展させるものであるに違いない。